

第七十五回国
参議院建設委員会會議録第七号

昭和五十年三月二十五日(火曜日)
午前十時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小野 明君
理事 上田 稔君
増田 盛君
沢田 政治君

委員 遠藤 要君
上條 勝久君
古賀雷四郎君
坂野 重信君
中村 禎二君
望月 邦夫君
松本 英一君
田代富士男君
上田耕一郎君
春日 正一君

國務大臣 建設大臣 飯谷 忠男君
國務大臣 (国土庁長官) 金丸 信君

政府委員 内閣法制局第二部長 味村 治君
国土庁長官官房長 栗屋 敏信君
国土庁計画・調整局長 下河辺 淳君
国土庁地方振興局長 近藤 隆之君
建設大臣官房長 高橋 弘篤君
建設大臣官房會計課長 丸山 良仁君
建設省計画局長 大塩洋一郎君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

参考人

水道事業センター法の一部を改正する法律案
参考人 下河辺淳君
下水道事業センター理事 関盛 吉雄君
下水道事業センター理事 胡子 英幸君

建設省都市局長 吉田 泰夫君
建設省河川局長 増岡 康治君
建設省道路局長 井上 孝君
水産庁漁港部長 矢野 照重君
通商産業省立地公害防止指導課長 山中 正美君
運輸省港灣局計画課長 大塚 友則君
運輸省航空局飛行場部長 梶原 清君
建設省都市局下水道部長 久保 越君
自治省財政局地方債課長 小林 悦夫君
日本国有鉄道建設局長 高橋 浩二君

下水道事業センター法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じて下水道事業センターの役職員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小野明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小野明君) 下水道事業センター法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○古賀雷四郎君 下水道事業センター法の一部を改正する法律案につきまして、それに関連して御質問をいたしたいと存じます。

まず、私は、下水道事業が最近非常に地域の生活環境あるいは生活水準の向上とともに、排水問題と関連しまして非常に需要が多いということが最近いろいろと私に陳情も参りますし、またそういう必要性も十分認められているわけでございます。そこで、今回下水道事業センターを下水道事業団としまして画期的な執行体制の拡充を図るという形につきましてはまことに御同慶にたえません。ぜひ事業団の執行を十分指導監督していただきまして、そして今後の下水道事業の促進に全力を挙げていただきたいと私は存じます。

そこで、私はこれらの関連におきまして五、六点だけ御質問申し上げたいと存じます。
第一点は、下水道事業の五カ年計画についてでございます。五カ年計画は、こし出そうというところ、国土庁の関係で五十一年度、頭をそろえて各種長期計画を出すというようなことになっております。長期計画が必要なのはもちろんでありますが、五十一年度に全部出そろえて発足した場合に、果たして各種長期計画の調整というものをどういうぐあいにやっていくのか、その問題をひとつぜひお答え願いたい。たとえば下水道をやった場合に、その下流にある河川の問題はどうなるのかとか、あるいは都市計画と下水道の関係はどうなるのか、いろいろな問題が錯綜しているだろうと思ひます。この前の災害におきましても、都市計画街路ができていたため下水道の管が入れられない、そのために水害が起きたという実例もこの前の災害で起きております。したがって、こういった調整問題は個別に一つ一つ地域的に取り上げられて調整されなければなかなか事業というのは円滑に進行しないだろうというふうに考えます。

そこで、国土庁からおいでになっておりますから、ひとつこの長期計画の今後の問題として、それらの問題について御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(下河辺淳君) ただいま御指摘いただきました下水道五カ年計画、その他重要な公共事業の五カ年計画が各省から昨年提出されましたけれども、国土庁といたしましては、五十年の経済情勢その他なかなか方向づけをすることが困難な側面を持っておりまして一年延ばしていただきました。五十一年度からの五カ年計画で検討させていただきますということで、御指摘のように本年は長期計画を新しくつくることを中止していただいた経緯がございますので、私どももいたしました。関係公共事業の五カ年計画の調整の仕事は精力的に実施するといいますが、行方というところで現在検討し始めておりますが、いま先生が御指摘になった点でありますけれども、五カ年計画の調整に当たりましては各段階があるというふうに考えております。まず最初に経済計画なり、あるいは全国総合開発計画などの作業との調整という問題が一つはあろうかと思ひます。

それからさらには、この公共事業の政策の重点の選択という問題で、現在では福祉優先あるいは環境優先という政策の中でどのような事業に重点を置いて五カ年計画を決めるかということが第二段としてあらうと思います。

そして第三段としては、いま具体的に御指摘いただきましたような工事ごとのその地域におきます事業間の調整ということがあらうかというふうな考へておきますので、五カ年計画の策定の段階で、その第一の段階、第二の段階というところまでわれわれとしてもいろいろ検討しておりますけれども、第三段階の工事別のその地域のことにいたしますと、あるいは五カ年計画の実施の段階で調整をさせていただくことを残すと思つておりますが、しかし各事業間として、たとえば下水道の場合に、水質との関係、あるいは住宅との関係、あるいは水資源としての再利用との関係、あるいは国土保全と申しますか、都市河川との関係というふうなあたりは、相当建設省からお伺いをして勉強して必要な調整をしたいという態度であります。

○古賀雷四郎君 私が生上げましたのは、要するに最近の各種事業というのは、地域的にある程度調整しておかないとかなかなか円滑に進まない。たとえば道路をつくって、後で掘り返して電線を入れるとか、あるいは下水道を入れるとかいう問題が各地に起こって住民の非難を招いていることは御承知のとおりでございます。その辺の調整というのはやはり住民サイドとしては非常に大きな問題であつて、この大きな問題が調整されずにやられるためにいろいろな問題が起るということとを指摘しておきたいと思つたのです。だから、地域調整という問題がいかに大事であるかということとをひとつ御理解願ひたい。もちろん経済計画とかそういう段階的な問題はありましよう。しかし、実際事業を実施するとき住民サイドが困らないような処置をちゃんと五カ年計画の中で調整しておいていただきたい。たとえば地域別配分の問題とかいろいろの問題、予算関係もありましよう。

う。そういう問題からずつとやっていかねばいかぬじゃないかということをお願いしているわけでございます。よろしくひとつ御配慮を賜りたいと思つております。

そこで、下水道整備は非常に要望が強いということは先ほど申し上げましたが、これに對しまして、今後の五カ年計画の策定につきましてもどう考へておられるか、具体的な考へ方を都市局長、あるいは最後に大臣にこの考へ方についてお伺いしたいと思います。よろしく。

○政府委員(吉田泰夫君) いろいろ国全体の経済社会計画の根本的な見直しという時期に遭遇いたしましたので、五十年改定をめぐりましておりました五カ年計画は、御指摘のとおり五十一年から発足させたいと思つておりました。その場合に、各地方公共団体を通じて全国的に非常に要望が強く、事業の促進を強く推進しようとしておられる地方公共団体が数多いものですから、そういう要請にこたへるということを図らなければならぬと思つておりました。

なかんずく、公共用水域の水質環境基準が定められております地域は、その水質環境基準を達成せしめるためになおのことその促進を図らなければならぬ事情にあるわけでございますので、そういうものには最大限の重点を置くとともに、なおそういう汚水関係ばかりでなくて、近年の災害等でもよく見られる都市内のはんらん、浸水ということにも対処するため、そういう排水対策としての下水道もゆるがせにできない。それからそれを支える根幹施設である流域下水道、これは根幹であるだけに非常に重要な地位を占めるだらうというふうなことであります。五カ年計画の規模等は、いま申し上げましたような緊急な必要な事情を十分勘案いたしまして、全体の調整の中でぜひとも所期の目的が最小限度は達成できるもの、これを考へておるわけでございますが、具体的にはこれからの作業になりますので、明確にはお答えできない点は御了解いただきたいと存じます。

○古賀雷四郎君 大臣の御所見もひとつあわせて

お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(飯谷忠男君) 先ほど国土庁からもお話がありましたし、いま局長からもいろいろ申し上げましたが、大体五十年改定するといふのを五十一年度に延ばしたといふのは、新しい経済計画もあるし、新総合開発計画もあるし、そういうものとの調和をしながら時代に対応したものを考へようというところで、大方方針としては、住宅下水道は最重要点として、福祉環境施設の充実を重点にいたしておりますから、そういうことを重点に五カ年計画を立てなければならぬことは当然のことでありまして、しかもいろいろ環境水質基準等が決められましたから、そのために下水道を完備していくことは国家的な一つの使命になつてきておりますから、その使命を果たしていくことを考へなければならぬ、こういう観点から計画を進めていかなければならぬと思つております。地方公共団体からも非常に強い御要望がありますし、それと同時にまた地方財政の問題等も考へなければならぬ。そうすると、補助率というか、補助対象率の問題等も考へなければならぬし、そういうふうなものも考へながら、大きな目的に沿つた計画を立てながら、その計画が順調に遂行できるように対策を考へなければならぬ、こういうところに使命があると思つて、留意していきたいと思つております。

○古賀雷四郎君 大臣から地方財政問題に触れられたことにつきまして敬意を表します。そこで、私は、ことしの予算におきまして特別の地方債が認められたということですが、この地方債の考へを見ますと、償還問題とかいろいろ問題がかなり問題になってくるだらうと思つたのです。そこで、この特別地方債を今後統括するか統括しないか、五カ年計画でどういう位置を占めるのか、そういう問題をおひとつお答えできるならばお答え願ひたいと思つております。

○政府委員(吉田泰夫君) 五十年改定予算から初めて採用されます特別の地方債というものは、私どもは熾烈な下水道整備の要請に對処するための一つ

のいわば新しい財源対策であると思つております。もつとも御指摘のように一方では国庫補助金を五カ年で分割して交付する。後年度になる五分の四分を特別の地方債で当年度に充当し、補助率の分割された分を後年度に国庫補助金として支出し償還するといふシステムでありますので、言わねば五年間を限度として返してしまわなければならぬという意味で、さほど長期の役に立たないといふうらみがあります。しかしながら、従来は当年度の事業は当年度の国費のみしか充てられなかったのに比べれば、いわばそれを五倍に使えといふメリットがありますし、下水道のような性格の事業に新しい国費以外の資金を投入するとすれば一つの工夫ではないかと私も考へておる次第でございます。

そういうことで、この特別の地方債は五十年改定限りのものとしてではなく、五十一年度以降も当分の間これを続けることを私も考へておるわけでありまして、当分の間というものは、環境基準達成等の要請から緊急に下水道の整備が必要である、つまり大幅に事業量を伸ばしていかなければならぬという期間が続く限り、こういう気持ちでございます。したがって、五十一年度発足予定の新五カ年計画におきましても、特別の地方債はその全体財源構成の中に一つの位置づけを与えまして積算してまいりたい。もつとも、かなり短期に償還しなければならぬ地方債でありますから、今後の予算の組み方にはよほど配慮を要する。つまり国費そのものも相当伸ばしていくという配慮のもとに、特別の地方債の償還のみに国費が食われるといふようなことがあつてはならぬ。そういう点では注意を要しますけれども、そういう注意を払いつつ運用するならば、当面相当の効果をあげ得るのではないかと、こう考へておる次第でございます。

○古賀雷四郎君 五カ年計画でも特別地方債を入れるというお話でございますけれども、よくわかりました。特に私は財政の硬直化を来さないように配慮を要するのではないかと気がいたしま

す。そういう意味で、何らかのほかの財源の措置ができるものならば、そういった考え方も当然同時に並行して検討する必要があるのではないかという気がいたしますので、その点だけ指摘申し上げて終わります。

それから次に、これは技術的な問題ですが、下水道の都市排水施設、これの問題につきましても、これは大体五年に一回ぐらいの洪水であふれるような計画を立てられているように私は聞いております。果たしてそうかどうかということ、都市内で五年に一回という降雨は過去のデータによるものでしょうが、舗装とかいろいろなことがだんだん進んでくると、かなり溢水、はんらんという問題が起きてくる。そういう問題に対処して、今後五カ年計画で降雨強度等の採択の問題をどういうふうに考えておられるか、私はひとつお伺いをいたしたいと思っております。

○政府委員(吉田泰夫) 確かに御指摘のように、下水道施設設計基準として、計画降雨強度は五年ないし十年に一回程度のもを前提としているわけでありまして、これは確かに一般の河川改修計画などに採用されている大規模河川はもとより中小の河川につきましても、もっと長期の確率をとって、それだけ安全性を見ておられるわけでありまして、しかし、下水道が都市河川あるいは一般河川と分担を分けておりますものも比較的排水区域の小さな小範囲のものを下水道として整備するということにもいたしておられますし、そういう全体の規模の小さいこと及び市街地そのものでありますので、流速も河川に比べてはるかに少ないというふうなことで、計画降雨量を超えるような場合には、これは超えるわけですから溢水は免れませんが、しかし、それはゆるやかに流れるというふうなはんらん状況でありますために、家を流失するとか、その他一般河川が破壊したような深刻な被害とはならないと考えております。もとより長期の確率の年数を基礎に、より万全なものに仕上げるのが望ましいわけでありまして、現地点におきましての整備水準としては、

一応そういうことでいま進んでおりまして、河川との対比におきましても、さほどの実質的な差というところにはならないのではないかと思います。もちろん今後いろいろな社会経済情勢の推移、市街地の整備の程度等によりまして、できるならばこの確率年数を延ばしていくという方向をもって検討させていただきたいと思っております。

○古賀雷四郎君 金がかかるからということだろうと私は思うのですけれども、金がかかるのはなかなか財源的に措置ができればやむを得ない点もあるかと思っております。しかし、やはり住民は下水道ができたから水につからぬでも済むというふうな考え方をすぐ浮かべます。河川もそうだが、もう堤防ができれば安全だということ、河川そのものは、たとえ五十年に一回の洪水に対処をしてやる、災害は五十年に一回はやはり来るというところになるわけですね。そうしますと、やはりそういう程度を知らせておかないと、住民の方に理解してもらっておかないと、私は下水道ができたから水害はもう来ないという感覚になつてもらつては非常に下水道の整備に対する不信感というものが強くなるという気がいたします。従来からいろいろ言われていることですから、ぜひひとつこの堤防の強度は幾らだとか、この下水道の強度はどのくらいであつて、このくらい降りましたらどうしてもだめですよ、浸水免れませんがといったようなことはある程度考へておかなければならない。そうして浸水の被害をできるだけ最小限にとどめる措置を考へていたいただきたいと私は存じます。それは私の老練心でございますので、ひとつよろしく願ひいたします。

それから第四点に、従来も私質問したことがございまして、都市河川と下水道の関係をどうするかという問題は、都市にとつてはいろいろと考へていかなきゃいかぬ問題がたくさんございまして、したがって、これについてたとえば都市河川と下水道の管理をするところがどういうことになつてくるのか、それから果たして下水道の整備は非常に金を入れてやられると、そうしますと都

市河川の整備ができない、おくられてくるということになったから、先ほど申し上げましたそういう事業費の五カ年計画の配分の問題まで関連してまいる、また地帯的な問題にも関連してくる、調整の問題にも関連してくる。だから、この辺はひとつ私は御要望をいたしておきます。開きたいけれども時間がありませんので、ひとつ都市河川と下水道の管理区分を十分合理的に決めて、それから、そのないような計画にしていたいただきたいということをぜひお願いしておきます。これはお願いでございます。

それから三次処理等につきましてもかなり進んで、事業化の見通しもだんだんついてきておるようですが、三次処理の事業化の見通しといったものについて簡単に答えたいと思ひます。

それから特に私は、下水道処理場から流れる合成洗剤のあのあわぶくというものは、どうももう全国各地でございまして、この問題は三次処理と関連するだらうと思ひますけれども、ひとつその点について簡単に答えたい、時間がありませんので、都市局長の答弁はちょっと長過ぎるから少し簡単にさせていただきます。

○政府委員(吉田泰夫) 三次処理のうちで、主としてBODとか浮遊物質を除却する技術につきましてはすでに実用段階に入つておりました。五十年程度から新しく二カ所の流域下水道の処場場で実施する予定にしております。もう一つの窒素、磷を除却する三次処理につきましては、まだ技術的に実用化の解明に至つておりませんので、パイロットプラントによる試験研究を進めている段階であります。早急にその成果を得たいと思ひます。

○古賀雷四郎君 この合成洗剤の問題について、

合成洗剤の問題は、下水道の大変悩ましい問題であります。特にその中でも磷酸塩を含んだ洗剤の開発とか、そういった磷酸塩を軽減するための研究を進めまして、この磷の総量を減らすという方向で総合的に検討する必要があるかと考へております。

○説明員(久保利君) 合成洗剤のあわの問題とそれから磷酸塩の問題はちよつと性質が違ふわけでございますが、あわの問題につきましては、下水処理場の中で生物処理でも分解しないいわゆるハードと言われている合成洗剤が過去において非常に多く使われておつたわけでございます。しかし、その後生物処理によつて分解する性質の合成洗剤が開発され、最近大分市場にも出回つておりますので、最近以前に比べるとあわの問題は大部分分解いたしてきております。将来このソフットの生物処理によつて分解されるものが多く使われることによりまして、あわの問題は大部分分解し得るのではないかと今ふうに考へております。

それから磷酸塩の問題、磷酸塩は合成洗剤に使用のために、特に湖とかあるいは閉鎖性水域、湾その他の閉鎖性水域で、赤潮であるとかあるいは富栄養化の問題の原因に磷酸塩がなるので、そういう富栄養化対策としての磷酸塩を使わない合成洗剤の開発、これにつきましては関係方面にも磷酸塩をなるべく使わない、使つても量を少なくするよう合成洗剤の開発をしてほしいということを要請しているところでございまして、今後とも広く関係方面に協力をお願いしてまいりたいと、かように考へておるところであります。

○古賀雷四郎君 ぜひひとつ早期にこの問題を解消できるように御尽力をお願いしたいと思ひます。

それから五カ年計画と関連いたしまして、補助対象率という問題がいろいろ今日まで議論になっておりますが、特に地方財政の硬直化とかいふような問題もありまして、また地方財源の貧困という問題もありまして、地方では下水道事業を実施するのに非常に困るわけですね。したがって、この補助対象率を引き上げる考へはないのかどう

か。もう結論だけで結構ですから、今後引き上げていきたいならいきたいというようなことでひとつ御答弁願えれば一番ありがたい。

○国務大臣(飯谷忠男君) この問題は先日この委員会でもいろいろ議論されたんでありますが、大体第三次の計画でこれは決められたんでありますから、第四次、五十一年度の計画においてはこの問題はひとつ再検討をして、できるなれば対象率を引き上げていきたい、こういう気持ちで努力してみたいと思っております。

○古賀雷四郎君 前向きに御答弁をいただきました。ありがとうございます。特に私は補助率、対象率の引き上げもさることながら、自治省にお伺いしたいんですが、地方財政の問題が下水道の進捗に非常に関係してくるという点で、自治省はこういう問題に対してどういうぐあいに対処するつもりか、お伺いしたいと思っております。

○説明員(小林悦夫君) 最近の地方財政が非常に硬直化していることは事実でございます。これに對しまして当省といたしましては地方財政計画を現在御審議いただいておりますのでございまして、必要な公共事業に要する財源は十分手当てをしておるところであります。

なお、下水道事業につきましては、今年度補助率の引き上げに伴いまして、起債の充当率のアップも行いまして、受益者負担金を除く分についてはすべて補助金、地方債で対処できるようにいたしておるわけでございます。また、起債の元利償還等につきましては交付税で必要な措置を講じておりまして、下水道に関する限り必要な財源は十分交付できておるのではないかと、こういうふうに考えます。ただ、御指摘になりましたような補助対象率の引き上げ等につきましては、私の方としても今後引き上げられるよう希望いたしておるような次第でございます。

○古賀雷四郎君 そうすると、自治省のお答えによると、下水道事業を相当大幅にふやしても地方財源に対しては心配要らぬというぐあいに理解していいですね。

それからその次に、下水道事業団に今後センター法の一部改正によってなりますが、下水道技術者というのが非常に少ないという点と、それから事業が拡大していくという点で人の問題が一番私には大きな問題になるんじゃないかという気がいたしております。ことしも若干の人員をふやして事業団の組織体系を整えられるようにされているようでございますが、直接事業団を持とうとされる理事長に、ひとつそういう点についてどういうぐあいに考えなのか。実際今日までやってみてセンターでも十分でなかったと私は思いますし、事業団になっても十分に地方の要請が多くなつて事業が多くなれば当然の人員が必要であると思うんです。そういう点についてのお考えをひとつお伺いしておきたいと思っております。

○参考人(関盛吉雄君) ただいまお尋ねの点は、われわれが今日まで仕事を公共団体から要請によって実施いたします一番重要な問題でございます。現在、下水道事業センターでは百三十七名程度の専門の技術者を擁しておりますが、その大部分は国及び大都市その他一般都市等から出向していただきまして仕事をやっていただいております技術者でございます。その仕事の内容は、やはりまず設計の問題から始まりまして、現地に工事箇所を持つておりますので、その工事の施工の監督、また具体的箇所についての工事内容の決定をするというところが一番大きな仕事でございます。したがって、今日二十数カ所の仕事をやっておりますが、明年度の事業計画ではその箇所数もおおむね倍以上になるといふふうなことでございますし、今後標準的な設計の樹立にかかっていくような仕事も始めなさいかぬと思っております。それはやはり今日の下水道事業の一番終局的であり、かつ困難な箇所がこの終末処理場でございますので、したがって、これはそういうふうな仕事についての設計標準みたいなものを早くつくつてあげなさいかぬのじゃないかと同時に、箇所数がふえまうと、やはり現場の工事の担当技術者の職員数をうんとふやさなければならぬ。こういう

ことでございまして、目下建設省を中心に大蔵省と協議を進めていただいておりますが、われわれの気持ちでは現在の程度の職員の技術者数の少なくとも倍以上の人が必要ではなからうか、こういうふうな考えで、そのことの実現をお願いをしておる、こういう状況でございます。

○古賀雷四郎君 私は、現在大都市に事業所税をかけていろいろやるという話がございますが、今回下水道センターの、下水道事業団の支所を東京、大阪に設けるような構成になつておるようですが、私はその東京、大阪でやられるのも結構でございますが、やはり地方の汚れてない地域を一日も早くそれを汚れないようなシステムをやつていくという点も、今後過密過疎対策上もいろいろな点でも大事な点だろうと。そういう点につきましてひとつお考えがあるならばぜひお願いしたいし、また下水道自体が大都市は整備率は非常に高い。ところが、地方においては整備率はほとんどゼロに近いところが多い。そういうアンバランスな整備率をいつまでも続けていってはどうかと。私は支所ができれば、支所のできたところが一番よくできると思ふんです。いままでも実際さうですもの。だから、そういうアンバランスなやり方が、整備率のアンバランスがあつていいのかどうかという問題、そういう点につきまして今後の対策をどう考えておられるか、ひとつお願いしたいと思ふ。

○参考人(関盛吉雄君) ただいまお尋ねのございました支所の問題でございますが、私たちはこの下水道事業センター、これは全国的にその技術者の数の少ない今日の状況に對処いたしまして、やはり専門技術者の一つの集団企業体をつくつていくと、こういう考え方で人の集積、人の集まりを今日まで努力してまいつたわけでございます。先ほど申しましたように、この中心になるところというのは、やはり設計から始まりまして工事の段取りその他、土木と建築はもとより、機械、電気、水処理関係の施設の工事現場における整合性を図っていくという、つまりそういう仕事が基本

になるわけでございます。したがって、数少ない技術者をどういうところでもとめるかということになりますと、今日のわれわれに与えられた任務の上から見まして、東日本と西日本に全国をまづ分けて、その中心のところに、参謀本部になるところにその技術者を集めて、もちろん工事現場にはそれ相應の技術者を配置するわけでございます。そういう形で今日までまいつておりました。五十一年度の施工箇所との東日本、西日本のバランスを考えますと、おおむね東京中心で東日本を担当し、そしてまた西日本を大阪中心というところでございまして、何も大阪、東京の大都市中心の仕事をやると、こういうわけではございません。そういう大都市にはまた出向してきてくれる技術者も多いわけでございまして、そういうところに中心になる勢力をかためて、いくいくは九州なりあるいは東北なりその他の下水道のおくれている地域で、かつ公害対策の緊急な必要性のある地域について仕事を進めていくためにだんだんとその組織を拡大していく、網を広げていく、こういうことを考えなければならぬと思つておる次第でございます。

○古賀雷四郎君 御趣旨はよくわかりますが、私はいままでも下水道等が公害の後追い行政をやつてきたという点を率直に認めざるを得ないと思ひます。そこで私は、その後追い行政はある程度断ち切らないと、いつになつても、今度はたとえば東京、大阪は公害で非常にひどいということになつて、だんだん下水道の整備率が高くなつてきて、よくなる時にはもうすでに各地の下水道が悪くなつていくというふうな問題が起る。それからまたたとえば九州とか東北とかいろいろなところは下水道事業センターに要請が非常に少ない。少ないというのは事業所がないから少ないんで、そういう点の配慮を今後よくはしていかないと、これはぬのじゃないう気になります。これは、御答弁要りません。どうかそういう点で、早期にそういう問題をひとつ解決して、やはり理事長が言われるような、たとえば設計の問題とかい

ろいなる問題を合理的に援助しながら、ひとつ地方の整備率も上げるような方向で私はやっていただきたいと思ふんです。まあ後追い行政はもう断ち切る時代でございますから、ひとつその点の御配慮を事務当局にもお願いしておきたいし、事業センターとしてもそういった構想をある程度考えておいていただきたいということを念願いたしております。

定員の問題でもう少し聞きたいんですが、たとえば地方公共団体の下水道処理場とか、あるいは排水ポンプとか、いろんな問題で維持管理を新たに法案の中に入れてあるようにございます。維持管理というのは地方公共団体の委託によってやること書いてありますが、委託によってやるのだけども、それはやはり事業団の定員の中をやるのか、そういった問題の検討がどういふうぐあいになっているのかよくわかりませんし、しかし、いずれにしてもやはり専門家となれば事業団の付属の定員だろうと思ふんです。そうすれば、よほどこれをうまく委託の関係をどうするかという問題を考えていただかないと。それから委託をずっと一生やるのかどうかと、一生というのはちょっとおかしいですが、永久にやるのかどうかというような問題もあります。だから、これは定員問題と関連してきますので、ひとつこの辺を十分彼此勘案して問題を処理していただきたい。御要望いたしておきます。答弁は要りません。もっと聞きたいですが、時間がありませんから。

それから私はこの下水道事業センターでやられる工事発注がどちらかと言えば大手業界に偏重しているのじゃないかという気もいたします。地方建設業者も非常に困っておりますので、こういった発注の段階で地方建設業者の育成指導という立場も十分ひとつ御配慮をお願いしたいということ強く要望いたしておきます。もちろん下水道事業というのはいろいろ特殊な事業もありましよう。だから、いろいろとそういった点で御配慮のあった末だと思ふので、あえて異論は申し上げませんが、業界の育成という指導に立つ建設省

の役目もございしますので、そういった意味もかねまして、ひとつ業界の育成指導のために私はがんばっていただきたいと思っております。よろしくお願ひして、これは御配慮をお願いいたします。

それから私はそういう建設業界の問題に関連しまして、若干下水道事業公団と趣旨は離れますけれども、たとえば地方自治体において契約保証金をとっているところもある。これは指名入札である限りは業界を信用して指名入札するわけですね。そうすれば契約保証金は要らないんじゃないか。それからまた国鉄ではまあ若干の鉄道利用債を買わしておるといふようなこととございます。最近

は鉄道の利用債が上がつているという話ですが、まあ余り問題はないように思ひますけれども、しかし、前渡金から五〇％あるいは総契約金から五％取るということになりますと、やはり若干業界の金融が詰まっている段階におきましていささか問題があるんじゃないかという気がいたしますので、この二点についてひとつ御答弁をお願いいたします。

○説明員(小林悦夫君) 地方公共団体におきましても国と同様に契約保証金を取ることにいたしておるわけでございますが、実態をいたしまして保険会社との間に保険の履行契約がなされている場合であるとか、地方公共団体との間に同種または同規模の契約の実績があった、こういう場合には契約保証金を減免することができるようになっておるわけでございます。実態をいたしまして契約を履行できない場合も考えられますので、この規定自身を廃するわけにはまいらぬと思ひますが、実態をいたしましてはこれらの規定を十分勘案いたしまして適切な運用がなされておる、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

○説明員(高橋浩二君) いま先生から国鉄が請負業の関連業者等に鉄道債券を引き受けさせているんじゃないかというところかと思ひます。いま先生利用債とおっしゃいましたけれども、鉄道債券だと思ひます。御承知のように国鉄は設備投資の資金を確保するために多額の鉄道債券を毎年実は発行しておりました。四十九年度は予算上約三千七百億円ぐらゐの鉄道債券を予定いたしてしております。この大部分は金融機関等にお願ひをしておりますけれども、この三千七百億円の約五〇％程度を関連いたします建設会社等にお願ひを申し上げます。四十九年度は約二百億円ぐらゐになりますけれども、そういう債券をお願ひして国鉄の資金を確保しているというのが実態でございます。この二百億につきましては、毎年のこととございませうけれども、できるだけ関連の方々、しかも比較的大きくおつき合ひをしていただいている会社の方々にお願いを申し上げる。決して強制するとかいふような性格のものでございませぬので、十分その会社の資金事情等をよく御相談申し上げてお引き受けを願っている次第でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○古賀雷四郎君 これで質問を終わりたいと思ひますが、特に業界はいま苦しい段階でございまして、業界の実態に合ったような措置をぜひお願ひしたい。まあ関係官庁全部そういう立場でひとつ業界を育成指導していただくならば私は非常に業界も助かるだろうと思ひますので、その点を特に例を出して申し上げた次第でございます。長い間どうも時間を超過しまして相済みません。

○春日正一君 下水道事業センターを改善して事業団にするという法律はこれは一つの改善だと思ひます。しかし、そういう仕組みができてくも現に入らなければ十分成功というわけにはいかぬわけですから、私、下水道一般について幾つかの問題点をお聞きしたいと思ひます。

最初に、下水道五カ年計画の問題ですけれども、いまの下水道整備五カ年計画、これは五十年間で最終年度を迎えるわけですから、政府からいただいた資料によりますと、この五年間で予算として二兆五千二百七十九億、予備費一千億を除くと五カ年計画の当初予定というのは一〇・六％、ほぼ予定額はこなされておるといふことになっております。ところが、その整備の最初の見込みと実績を比べてみますと非常に大きく食い

違っている。処理区域面積あるいは処理人口、こ

ういうものについても食い違つて、総人口普及率では一五・六％を五年間で三七・二％にするとい

う予定が、実際には二〇・五％、それから処理区域面積普及率、これが二二・八％から三八％にするといふのが二五・五％、処理人口普及率三四・七％から四五・五％にするといふのが三九・六％とい

うように、金は全部使つたけれども目標に対して見ると非常に何と申しますか立ちおくれといふかギャップが出ておる。四年間にたとえれば処理面積普及率は二・七％だといふことで、整備見込みの伸び一五・二％の約六分の一、そのくらいしか

いっていない。それから処理人口の普及率、これが四年間で四・九％、整備見込みの二〇・三％に比べて四分の一といふような非常に立ちおくれを来しておるわけでありませうけれども、一体計画ど

おりの資金を投入しながら、なぜ整備状況では見込みと実績にこれほど大きな違いが出てくるのか。これは計画当初の投資額が行き過ぎたものではないだろうかといふふうに思ふのですけれども、その点をひとつ説明してほしいと思ふんですが、

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道の整備、同じく処理人口とか処理区域と申ししましても、いろいろ前提になる数量自体がここ数年非常に強化の一途をたどりまして、それから近年の物価の著しい高騰、この二つに分けて考えられるわけでございます。

まず、物価の上昇によりまして、平均いたしますと当初予定いたしました単価に対し約四割強の単価アップになつておるわけでありまして、

それから物価以外の要因といたしましては、たとえば管渠の工事につきましましては、騒音とか振動等の公害対策をかつちりとやるために、地上から開削して埋め込むといふような工法がとりくくなつてきたために、たとえバールド工法、地中深く単価のかかる工法をとらなければならなくなつたといふようなことがありまして、あるいは問題となつた薬液注入の問題で、これまた経費のかかる工法によらざるを得ないといふような事情も

違つておりました。四十九年度は予算上約三千七百億円ぐらゐの鉄道債券を予定いたしており

ますけれども、この三千七百億円の約五〇％程度を関連いたします建設会社等にお願ひを申し上げ

ます。四十九年度は約二百億円ぐらゐになりますけれども、そういう債券をお願ひして国鉄の資金

を確保しているというのが実態でございます。この二百億につきましては、毎年のこととございませ

うけれども、できるだけ関連の方々、しかも比較的大きくおつき合ひをしていただいている会社の方

々にお願いを申し上げる。決して強制するとかいふような性格のものでございませぬので、十分その

会社の資金事情等をよく御相談申し上げてお引き受けを願っている次第でございます。御了承いた

ございます。

また、処理場につきましては、計画設定当初以後に各地方公共団体におきましては、計画の上乗せ排水基準というものが統々決められ、それをも満足するような処理能力を確保しなければならなくなつたということによる処理場の規模の増大、あるいは処理場自体いろいろ周辺の環境を害するということのようなことで、においを防いだり環境をよくするために、一部場所では、ふたをしたり、その他の大気汚染防止対策をとったり、植樹をしたりという経費がかさむというようなことが積み重なりました。まあ金額的には一〇〇%になつたけれども、実質達成率は四四、五%程度にとどまつたというのが実情でございます。まあ今後はいままのような要因は大幅に軽減すると思つたので、若干の物価上昇等は今後もあり得るかもしれませんが、金額とほぼ見合うような事業が実現進められる時代になるのではないかと、こう考へております。

○春日正一君 結局まあ物価も四割ぐらい上がったけれども、しかし、そのほかいろいろ予期しない要因が出てきて、そのために予算が食われて事業としては伸びたんだと、こういうことですね。だから見込み違ひがあつたと、そういうことだと思ふんです。これは当然今後は計算に入れていかなきゃならぬ問題だと思ふんです。たとえば政府の経済社会基本計画、四十八年から五十二年のものを見ますと、五十二年まで五兆六千五百億円、総人口普及率四二%というのを目標にしておるわけですね。だから、この五カ年計画の総人口の普及率三七・二%よりも少し多くなつていますけれども、これはそうすると、この目標で、いまの続きでいってやれるのかどうかということですね、そういう点をあれしますと。これはどういふことになりますか。この計画、五十二年までに五兆六千五百億円、五年間にかけて四二%を目標としておると、こういうことになつていふんですけれども、これは実際実現できる計画になりますか。

すか。

○政府委員(吉田泰夫君) 経済社会基本計画は昭和四十八年度から五十二年までの五年を対象として定められたわけですが、確かにその中ではおっしゃるような数字、目標が掲げられていておつてあります。もつともこの経済社会基本計画自体が再び見直すということでは現在作業中でありまして、そういう意味では少し過去の計画ということになります。この中で四十八年度からでございますから四十七年度単価を採用しておつたというように、それから現在の五カ年計画も当初予定になつた先ほどの要因などもある程度取り込みました。四十七年度策定としてはその時代の新しい要因をおよそ盛り込んだ内容であります。

〔委員長退席、理事沢田政治君着席〕

そのうち、四十八、四十九、五十と、三年の予算が執行され、あるいは執行されようとしていふわけですが、この総額は三カ年で一兆六千億程度でありまして、金額だけ見てもなお四兆円程度が残るということでありまして、よほど努力しないと、たとえば五十二年までに間に合うという事は申しがたいと思つた。

まあ、先ほど申しましたように金額的には一〇〇%になりましたが、実質的にはかなりダウンした計画のまま、特にここ一兩年、まあ他の事業に比べれば相当伸びたといへ、本来のペースから比べればダウンした伸びしか見なかつたものであります。後年度にちよつと伸びが寄つていふことではあります。まあ新しい経済社会基本計画等が今後策定されるわけでありまして、その中におきまして諸般の調整は要するでしょうけれども、ぜひ過去において見込んだような水準といふものは何とか確保していくように努力したいと思つた。

○春日正一君 この計画で言いますと、五十年までに一兆六千二百三十四億円大体使うということになるわけですから、残りが四兆円。五十一、五十二と二年間で毎年二兆円ずつ組むということになるわけですね。だから、これが実際できる可能性があるのかという問題です。それで経済社会五カ年計画を洗い直すとか、新全総を洗い直すという問題もありますけれども、恐らくまともに考えて洗い直すということになれば、高度成長のため的高速道路とか工場、産業基地の整備とかいふようなものが、いまの経済状況、いわゆるそういうものから考へておくらせられるとか縮小されるということとはあつても、下水道といふような国民生活基盤を整備していくといふような事業が縮められるという道理は私はないと思つた。これはむしろ当然比重としては高まつてこなきゃならぬのだと、そう思ふんですけれども、大体大臣はどう考へてですか、その点に対して。

○国務大臣(飯谷忠男君) 第三次が予定どおり進まなかつたのは、先ほど局長からいろいろ申し上げたとおりでありまして、五十年年度が第三次のちよつと三年目になるわけですが、ただいま局長からも挙げましたように、経済社会基本計画が新しい経済事態に沿つて再検討されておる、これは恐らく五十一年度からこの新計画は進むと思つた。下水道の方も五十一年度初年度で第四次を計画いたしましたので、そういう意味から考へますと、第三次の残り四兆円ですか、これを二カ年間で直ちに消化するといふことは非常に困難だと思つた。そういうものを含めたやはり第四次の計画を進めなければならぬと思つた。第四次計画は御承知のとおりにはやはり福祉優先という立場から問題をとらえていかなきゃならぬから、ほかの公共事業等についてはあるいは圧縮があるといひましたし、下水道とか住宅とかいふようなそういうふうな生活環境に関する問題は、やはり従来のウェイトより以上伸ばすという考へ方で計画を進めていかなきゃならぬと思つた。これは、金額の問題について、ここできなかなかの確なことを申し上げることはできませんが、方向としてはそういう方向で進むべきであると、かように存じております。

○春日正一君 いまの、こういう金は使つたけれども伸びないという問題、これ、結局問題は国費をつけるという問題だと思ふんです。現に四十九年度では補助率を相当引き上げたわけですね。しかし、それに対応する国費がふえてないために事業の進展がおくおるという事実があるわけですね。これを見ますと、補助率は公共下水道が十分の四から十分の六と一・五倍になつた。流域下水道が二分の一から三分の二、都市下水路が三分の一から十分の四と、まあ相当引き上げられておるわけですが、しかし、事業費と国費の関係で見ますと、四十七年度では事業費五千三百六億に対して千四百八十三億、三八%、事業費に對比する前年の伸びですね。ところが、四十八年度では五千四百五十八億、そして国費が千五百五十九億、対前年の伸びが二%。四十九年には、補助率が引き上げられた年に事業費が四千七百三十七億と、マイナス一三%ということになつておる。そして国費は千八百八十三億ですから、これでは千五百五十九億よりも若干伸びておるけれども、補助率を一・五倍に引き上げたという点から見れば、これはつけ方が比率としては減つておるわけですね。だから、事業全体がこういう形で事業費も減つてくる、こういうことになつていふ。五十年年度には若干持ち直しておるけれども、こういう事実を見ますと、やはり下水道整備の事業費といふものは必要だけつけられていないといふことがはつきり言えると思つた。そういうことでは、先ほどいふような要件があつて見積りも違ひがありました、こういうことでは、おくらせられたといふけれども、そういうふうには、ただけ予算使わぬようにして、それで何とかおつていこうといふことが計画に狂ひが来た根本じゃないだろうか。だから、そういう意味で、やはりもっと大胆に必要な国費は出すという態度をとらなければこの問題の解決つかないんじゃないか、こう思ふんですけれども、これは大臣の御答弁をお願いしたいと思ふんです。

○国務大臣(飯谷忠男君) お説のとおり、本日は思ひ切つて予算をつけたことはわれわれも同じ

ような考え方を持っておりますが、四十九年度は御承知のとおり非常に大幅な補助率アップいたしましたわけですが、これはほかの公共事業と比較いたしますと、かなり補助率アップいたしましたので、私はその点では非常に優遇したと思っておりますが、やはり補助率アップをし、さらに事業量も大幅に伸ばすということには財政当局との折衝ということにもなりまして、四十九年度はむしろ事業量よりも補助率アップに重点、後年度のことを考えて補助率のアップに重点を置いた、こういうのが実態でありまして、お説のとおりのような事態になっております。ただ、四十九年度のそういうふうな補助率アップしたことが五十年にはかなりそれが影響しております、そういう意味では五十年度は今度は事業量アップ、これも国費は若干の特別起債等によって大幅にふやして、御承知のとおりでございます、今後は積極的にやはり予算の獲得に努力する、国費を投入することがもう何となく先決問題でありますから、努力をいたしてまいらなければならぬと思っております。

定して、総額八兆五千億円、整備目標総人口普及率五〇％という新しい五十年計画を要求した。しかし、これが見送られてきたというふうな聞いておるんですけれども、この間の事情はどういうことですか。

○春日正一君 「下水道整備の今後のあり方についての答申」という中央都計審の答申が、ここでも下水道整備の長期目標について「都市の市街地のみならず農山村等にも下水道を整備し、およそ昭和六十年頃に下水処理人口の普及率を市街地人口に対して一〇〇％、総人口に対して約九〇％まで引き上げる」というような雄大な目標を立てて、そして具体的な五十年間に行うべき施策として、現行の五十年計画はその目標、規模、内容のいずれにおいても不十分である、この計画を拡大改訂し、新たに昭和四十九年度を初年度とする第四次下水道整備五十年計画を策定する必要がある、こういうふうにして、昭和五十三年度末の目標普及率を五〇％程度に設定する、こういうような目標を答申しておるわけであり、この答申に基づいて建設省は、四十九年度の予算要求のときから第三次五十年計画を改

定して、総額八兆五千億円、整備目標総人口普及率五〇％という新しい五十年計画を要求した。しかし、これが見送られてきたというふうな聞いておるんですけれども、この間の事情はどういうことですか。

か年計画の規模についてのお尋ねでございますが、規模そのものは、特に明年度各種経済計画等が基本的に洗い直され、その全体の総合的な位置づけの中で、これまたいろいろな五十年計画が一斉に発足するというふうにも聞いておりますので、今後、明年度予算要求及び予算編成に向かつて最大の努力をしつつ、その主張を最小限は実現していくということでは、額自体はこの段階で何とも申し上げかねるわけですが、過去にいろいろ私も考えました必要性、それも当面緊急に五十年で達成したいというその目標というものは、全体の枠とのにらみもあることでありまして、特によ望も強い環境密接型の事業であるだけに強く主張してまいりたいと思っております。

国全体の経済計画も見直されているということだと思っております。下水道の整備の必要性の要因としては、市街地の発展動向、人口の市街地への集中動向、それから特に工場等の生産高の増加といったものが非常に大きな要因を占めるわけでありまして、ですから従来立てた目標が、考え方としては変わらないうちでも、数字としては変わることもあり得ると思っております。まあ私も新五十年計画を立てるに当たりましては、そういう前提条件の違いというものが国全体で見直されるならば、それはそれを前提として新しく受け入れ、しかる後に実質的に従来目標としておったものにおくれをとらないように、これはぜひともやりたいと考えております。

○春日正一君 まあその点では、建設省の立場からすれば一刻も早く実現したいというのは当然のことだと思つた、これはぜひ要求に応じてやっていただく必要があると思つた。

○春日正一君 「下水道整備の今後のあり方についての答申」という中央都計審の答申が、ここでも下水道整備の長期目標について「都市の市街地のみならず農山村等にも下水道を整備し、およそ昭和六十年頃に下水処理人口の普及率を市街地人口に対して一〇〇％、総人口に対して約九〇％まで引き上げる」というような雄大な目標を立てて、そして具体的な五十年間に行うべき施策として、現行の五十年計画はその目標、規模、内容のいずれにおいても不十分である、この計画を拡大改訂し、新たに昭和四十九年度を初年度とする第四次下水道整備五十年計画を策定する必要がある、こういうふうにして、昭和五十三年度末の目標普及率を五〇％程度に設定する、こういうような目標を答申しておるわけであり、この答申に基づいて建設省は、四十九年度の予算要求のときから第三次五十年計画を改

定して、総額八兆五千億円、整備目標総人口普及率五〇％という新しい五十年計画を要求した。しかし、これが見送られてきたというふうな聞いておるんですけれども、この間の事情はどういうことですか。

か年計画の規模についてのお尋ねでございますが、規模そのものは、特に明年度各種経済計画等が基本的に洗い直され、その全体の総合的な位置づけの中で、これまたいろいろな五十年計画が一斉に発足するというふうにも聞いておりますので、今後、明年度予算要求及び予算編成に向かつて最大の努力をしつつ、その主張を最小限は実現していくということでは、額自体はこの段階で何とも申し上げかねるわけですが、過去にいろいろ私も考えました必要性、それも当面緊急に五十年で達成したいというその目標というものは、全体の枠とのにらみもあることでありまして、特によ望も強い環境密接型の事業であるだけに強く主張してまいりたいと思っております。

国全体の経済計画も見直されているということだと思っております。下水道の整備の必要性の要因としては、市街地の発展動向、人口の市街地への集中動向、それから特に工場等の生産高の増加といったものが非常に大きな要因を占めるわけでありまして、ですから従来立てた目標が、考え方としては変わらないうちでも、数字としては変わることもあり得ると思っております。まあ私も新五十年計画を立てるに当たりましては、そういう前提条件の違いというものが国全体で見直されるならば、それはそれを前提として新しく受け入れ、しかる後に実質的に従来目標としておったものにおくれをとらないように、これはぜひともやりたいと考えております。

○春日正一君 まあその点では、建設省の立場からすれば一刻も早く実現したいというのは当然のことだと思つた、これはぜひ要求に応じてやっていただく必要があると思つた。

○春日正一君 「下水道整備の今後のあり方についての答申」という中央都計審の答申が、ここでも下水道整備の長期目標について「都市の市街地のみならず農山村等にも下水道を整備し、およそ昭和六十年頃に下水処理人口の普及率を市街地人口に対して一〇〇％、総人口に対して約九〇％まで引き上げる」というような雄大な目標を立てて、そして具体的な五十年間に行うべき施策として、現行の五十年計画はその目標、規模、内容のいずれにおいても不十分である、この計画を拡大改訂し、新たに昭和四十九年度を初年度とする第四次下水道整備五十年計画を策定する必要がある、こういうふうにして、昭和五十三年度末の目標普及率を五〇％程度に設定する、こういうような目標を答申しておるわけであり、この答申に基づいて建設省は、四十九年度の予算要求のときから第三次五十年計画を改

定して、総額八兆五千億円、整備目標総人口普及率五〇％という新しい五十年計画を要求した。しかし、これが見送られてきたというふうな聞いておるんですけれども、この間の事情はどういうことですか。

か年計画の規模についてのお尋ねでございますが、規模そのものは、特に明年度各種経済計画等が基本的に洗い直され、その全体の総合的な位置づけの中で、これまたいろいろな五十年計画が一斉に発足するというふうにも聞いておりますので、今後、明年度予算要求及び予算編成に向かつて最大の努力をしつつ、その主張を最小限は実現していくということでは、額自体はこの段階で何とも申し上げかねるわけですが、過去にいろいろ私も考えました必要性、それも当面緊急に五十年で達成したいというその目標というものは、全体の枠とのにらみもあることでありまして、特によ望も強い環境密接型の事業であるだけに強く主張してまいりたいと思っております。

国全体の経済計画も見直されているということだと思っております。下水道の整備の必要性の要因としては、市街地の発展動向、人口の市街地への集中動向、それから特に工場等の生産高の増加といったものが非常に大きな要因を占めるわけでありまして、ですから従来立てた目標が、考え方としては変わらないうちでも、数字としては変わることもあり得ると思っております。まあ私も新五十年計画を立てるに当たりましては、そういう前提条件の違いというものが国全体で見直されるならば、それはそれを前提として新しく受け入れ、しかる後に実質的に従来目標としておったものにおくれをとらないように、これはぜひともやりたいと考えております。

○春日正一君 まあその点では、建設省の立場からすれば一刻も早く実現したいというのは当然のことだと思つた、これはぜひ要求に応じてやっていただく必要があると思つた。

○春日正一君 「下水道整備の今後のあり方についての答申」という中央都計審の答申が、ここでも下水道整備の長期目標について「都市の市街地のみならず農山村等にも下水道を整備し、およそ昭和六十年頃に下水処理人口の普及率を市街地人口に対して一〇〇％、総人口に対して約九〇％まで引き上げる」というような雄大な目標を立てて、そして具体的な五十年間に行うべき施策として、現行の五十年計画はその目標、規模、内容のいずれにおいても不十分である、この計画を拡大改訂し、新たに昭和四十九年度を初年度とする第四次下水道整備五十年計画を策定する必要がある、こういうふうにして、昭和五十三年度末の目標普及率を五〇％程度に設定する、こういうような目標を答申しておるわけであり、この答申に基づいて建設省は、四十九年度の予算要求のときから第三次五十年計画を改

定して、総額八兆五千億円、整備目標総人口普及率五〇％という新しい五十年計画を要求した。しかし、これが見送られてきたというふうな聞いておるんですけれども、この間の事情はどういうことですか。

か年計画の規模についてのお尋ねでございますが、規模そのものは、特に明年度各種経済計画等が基本的に洗い直され、その全体の総合的な位置づけの中で、これまたいろいろな五十年計画が一斉に発足するというふうにも聞いておりますので、今後、明年度予算要求及び予算編成に向かつて最大の努力をしつつ、その主張を最小限は実現していくということでは、額自体はこの段階で何とも申し上げかねるわけですが、過去にいろいろ私も考えました必要性、それも当面緊急に五十年で達成したいというその目標というものは、全体の枠とのにらみもあることでありまして、特によ望も強い環境密接型の事業であるだけに強く主張してまいりたいと思っております。

国全体の経済計画も見直されているということだと思っております。下水道の整備の必要性の要因としては、市街地の発展動向、人口の市街地への集中動向、それから特に工場等の生産高の増加といったものが非常に大きな要因を占めるわけでありまして、ですから従来立てた目標が、考え方としては変わらないうちでも、数字としては変わることもあり得ると思っております。まあ私も新五十年計画を立てるに当たりましては、そういう前提条件の違いというものが国全体で見直されるならば、それはそれを前提として新しく受け入れ、しかる後に実質的に従来目標としておったものにおくれをとらないように、これはぜひともやりたいと考えております。

○春日正一君 まあその点では、建設省の立場からすれば一刻も早く実現したいというのは当然のことだと思つた、これはぜひ要求に応じてやっていただく必要があると思つた。

の他技術問題、これもいろいろ出ました。三次処理が必要になってくるのは家庭用の排水よりもやっぱり大工場の工場排水、その中にいろんな問題があるわけで、先ほど古賀委員の質問の中にもいろいろそういう問題が出ましたけれども、大きな問題としては、下水道の処理にこれだけ大きな費用がかかるということの中には、春日委員が環境基準の問題も出しましたけれども、企業の問題と、それから環境基準で汚染を防止するという問題の根源には、家庭用排水の問題だけではなくて企業の工場用排水、その問題があるわけです。その企業の工場用排水が費用もかかるし汚染の大きな根源にもなる、三次処理まで必要になるということになれば、これは発生源ですね、工場そのものに排水の処理設備をまず負担させていく、そしてかなりきれいになったものを下水道に入れるということをする必要があるということが最近問題にもなっている。これはいまの日本のこの下水道計画全体の大きな見直しにもかかる問題だと思ひますけれども、その点、今後どういうようにしようとお考えになっているか。やっぱり発生源で、工場に自分たちの負担でとめさせるという方向を建設省としても考えるのかどうか、この点ひとつお聞きしたい。そういうことを工場に義務づければ技術問題の処理も非常に楽になってくるし、三次処理を全部税金でやるということなしにやることもできる。それから下水道の費用そのものをもっと節減できて、いまの経済状況の中でも少ない費用で下水道の普及率をふやしていくことができるということになると思ひますけれども、そういう点、明確な見解を関連してお伺ひしたいと思います。

次に、そういった有害物質以外のたとえばBODが非常に高いとか、そういうものになりますと、これはまさに下水処理場で処理できるものでありますので、これをしも受け入れないという必要はないのではないかと。したがって、これは受け入れて家庭排水などとまぜまぜして処理することになります。その場合にも一般の家庭排水のBODを著しく超えるような水質のものはそれだけ処理にも経費を要し、他との、一般家庭排水とのバランスも失うことになりすから、これにつきましては私どもは水質使用料、水質の悪いものは悪い程度に応じて余分の下水道使用料を負担してもらおう。そうしてその使用料の中には、追加する使用料の中には維持管理費のみならず建設費の償却分までも含めた算定にすることを考えております。これは最初に建設費として取ることも一案であります。やっぱり工場は業種や製品も必ずしも一定しているとは限りませんで、長い間には変更することもある、あるいは工場自体が移転するということもあり得ますし、いろんなことを考えますと、最初はそういう当初資金として受け入れるよりも、後の使用料に差をつけまして、それで建設費も含めて回収していくというような区分をすれば一番現実的ではないか、こう考えております。

○春日正一君 次の問題、国庫補助の問題ですけれども、四十九年度に大分上げられたということですが、今後先ほど言われたようにかなり急速に下水道の整備促進をするためには国庫補助金の大幅な増額が決定的に重要になってくるというふうに思ひます。国庫補助率の引き上げについては、少なくとも今後の下水道の飛躍的な整備を促進するための第一の関門は、この国庫補助率及び補助対象率の打開にあることは言をまたないというようにこれは言われておりますけれども、そういう報告、要望というふうなものがあるんですけれども、道路、河川並みの水準に引き上げてはどうかというふうに言われておるんです。都市計画も、その点はどう考えておいでですか。都市計画

中央審議会の答申、四十八年七月十九日というふうなものにも出ておりますし、第三次下水道財政研究委員会報告、四十八年六月十二日、こういうものにも出ておりますが、その点についてはどう考えておられますか。

○政府委員(吉田泰夫君) お言葉でございますが、四十九年度予算から非常に大幅な補助率のアップをいたしまして、たとえば流域下水道は管渠などは三分の二ですが、終末処理施設は四分の三というふうな、いわばこの種のものとして最高の補助率になっております。一番中枢を占める公共下水道につきましても、パイプが十分の六で、処理施設は三分の二というふうなことになります。たので、もう現在の水準というのはいくなくとも道路、河川並みにはなっている。道路、河川などでも局所的な改良などは二分の一のものもたくさんあるわけですから、その辺を比べれば道路、河川並みより低いということは決してないんではないか。したがって、補助率に関する限りはこれでもうやっていくという気持ちであります。ただ、御指摘の補助対象率につきましても、過去の五カ年計画の改定の際に、若干ずつ引き上げてきておりますけれども、いまだいろいろ問題がありまして、新五カ年計画改定の際には私どもも十分検討させていただきたいと、こう考えております。

○春日正一君 それはね、この「ジュリスト」という雑誌の一九七三年十月十五日号、「下水道—現状と課題」ということの中でも、先ほど言いましたような答申そのものを踏まえながらも、これは建設省の下水道企画課長補佐丸田哲司という人が、こうずっといま言ったようなものをまとめた大書いているわけですね。それからこれ見まして、たとえば河川の場合、北海道道庁河川改良費云々、これは十分の九。中小河川(二級河川)改修費補助、小規模河川(二級河川)改修費補助(一級河川)云々、これは四分の三。一般国道改修費、北海道地方道改修費、これも四分の三。それから砂防事業三分の二。地方道改修費、雪害道路事業、土地区画整理事業云々と、これ三分の二というふうになっているんですね。それがこう上がったのを、この表で上がったのをこうやってみますと、こまごまと上がっているんですよ。つまり三分の二というところまではですね。まだ上があるんですよ。だから、いまの緊急性から言えは、もう少しふやしたらどうだというふうな言っているわけですよ。だから、建設省の担当しているあなたが、実際に計画立てたとおりにやれませんかと言って、ここの頭下げなければならぬような状況のもとで、いや大丈夫、これで間に合っていますという姿勢では、大蔵省だって出さないんじゃないですか。どうですか、そこを、姿勢の問題だと思ひ、責任感の問題だと思ひ。

○国務大臣(飯谷忠男君) 都市局長としては、四十九年度、実はその補助率引き上げにずいぶん大蔵省とは悪戦苦闘をやって、先ほどおしかりを受けた、事業費を犠牲にしてまで補助率アップを考えたというところまでやった行きがかりもあるもので、直ちにまた補助率引き上げということについては、なかなかそう簡単にはお気に召すような返事はできないんじゃないかと思ひます。しかし、下水道そのものがさきに申しました水質基準なんかも国家的な使命になっておりますから、その一環を担う大きな責任があります。ただ、北海道の問題は、下水道だけじゃなくて、道路にしても、港湾にしても漁港にしても全部北海道と内地とは開きがあることは先生御承知のとおりでありますから、そろって比較をいたしますと、これは若干まだ見劣りがするかもしれないけれども、少なくとも現在内地における道路や河川と比較すると見劣りのないところまでは持ってきたというところは事実であります。ただ、去年の経緯がありまして、若干ひとつそういう点を御理解願ひたいことが一つと、ただその中でも、補助率は引き上げましたけれども、補助対象が非常にまだ開きがあるわけでありまして、これはぜひひとつこの次には是正をしたい。そして結局は補助率を上

けることになるわけですが、そういった面で内容的に努力をいたしていきたい、かように存じております。

○春日正一君 その補助率というか補助対象の問題で、これは特殊な問題ですけれども、最近都会なんかで処理場をつくるなんという事になりますと、まあいろいろにおいも出るし、そういうことで、その上を芝生で覆うとか公園にするとか緑地にするとかというように、むしろ都市環境の整備という面をあわせてやるということが住民からも要望され、先ほど古賀委員もそういった趣旨のことをちょっと聞かれたと思うのですけれども、そういうことをやらなければならぬようになっているわけでは、ところが、これに対しては補助金の出どころがないわけです。都市公園でもないしということ。だから、こういう処理場の緑化、美化、こういうようなものために間接的な費用が非常にかかるので、こういうようなものについてもやはり対象として補助金を出すということが考えられないものかどうか、この点を聞きたいのです。

○政府委員(吉田泰夫君) 補助対象範囲の問題で、全体の補助対象率の問題のほかに、これもまあ補助対象率に帰するわけですが、角度を変えたいような終末処理場周辺の環境対策というのがあります。御指摘のように、現在は処理場については大部分補助対象になっておりますけれども、そういった景観、修景その他の環境対策のようなものは付帯的な工事だという理由で補助対象に入っておりません。私もこれはこういう時期に特に市街地などで必要最小限度のものをやるにしましても、そういった環境対策が必要であります。処理場ができなければ下水道も全体が成り立たないわけですので、そういった地元との摩擦を避け、ほかならぬ下水道に二次的な公害を発生させる、あるいは少なくともその危険を抱かせるということがないように、これはまあ一般の補助対象率の問題とは切り離して、別途に新しく補助対象に入れるべく努力したいと考えております。

○国務大臣(飯谷忠男君) ちょっと補足をして申し上げます。

この問題は、先日古賀先生からも一応御指摘があった問題でして、一番問題は処理場の位置の問題です。場所。だれもきらいまして、好きこのんで誘致するものは一人もない。無理やりそこへ持っていく、なだめて、そして場合によっては抑えて施設しなければいかぬでしょう。そうすれば、それにふさわしい環境をつくってやらなければならぬです。それは今後四次の計画では当然私は考えなければならぬ大きな問題の一つだと思っております。そういう意味で処理してまいりたいと思っております。

○春日正一君 それはぜひ採用してほしいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 総事業費の中で国庫補助の対象になる事業の範囲を率であらわしまして、補助対象率とっておるわけですが、これは各五カ年計画の当初に、その五カ年計画で想定される事業をおよそ推定しながら積み上げまして、それで全体としての補助対象率を決めているわけです。

現在の五カ年計画では、全国平均では公共下水道は五七％になっておりますが、そのうち七大都市は四一・六％平均ということで、一般都市が七四％であるのに比べますと、三十数％下回った補助対象になっているというのが実情でございます。

○春日正一君 そこで、これは東京都の下水道整備促進に関する要望というのを見ても、国庫補助対象率は昭和四十八年度三四・六％、総事業費千七百七十六億五千万円に対して補助対象事業費四百七億二千万円、昭和四十九年度二〇・四％、こういうふうになり、低率でありますというので、要望として、現行補助対象事業四一・

六％、単独事業五八・四％というのを、補助対象事業五三・二％、単独事業四六・八％というようにしてほしいということを要望しておるわけですが、いまま言われた大都市の補助対象率が四一・六％というのよりも実際にはさらに低くなっておるわけですね。大阪の場合でもあれです。大阪市ですけれども、四十八年度は四一・五％。これはほぼ政府の言っているのに合っていますけれども、四十九年度は三三・八％に下がっています。だから、こういうものをやはり是正する必要があります。そういうふうに思うんですけれども、なぜこういうことになるのか。そしてまた是正するようにされるのかどうか、その点をお聞きしたいんですが。

○政府委員(吉田泰夫君) 大都市の補助対象率が低いのは、長い歴史の経過から来ているものと思えます。要するに、一般都市に比べまして大都市の方が財政力、財政負担能力があるというように、こととか、普及率が一般都市、これから始めようというような都市の多い地方都市に比べますと普及率も相当進んでいるではないかというように、と、それから昔ずっと以前には補助率そのものにも差がついておりました。それは現在補助率は七大都市と一般都市という区別をしないようになっておりますが、そういったいろいろなことが重なって今日に至っているものと思えます。

私もは従来そういった事情があり、現在でもその事情の一部は他の都市との区分上、一般論としてはなおあると思えますけれども、といって、これほど大きな差があつてしかるべきかということになりますと問題だと考えておまして、先ほどの終末処理場の環境対策の問題とは別個に、一般都市との格差をある程度は是正する必要があるんじゃないかという方向で検討しているところでございます。

○春日正一君 私、いま一般都市との格差の問題、この次にお聞きしようと思つたんですけれども、最初に格差をおつけになって、さっき私読みましたように、大都市の補助対象率は四一・六％

となつてゐるのに東京では二〇％という数字が出てきておる。四十九年度千五百五十億の総事業費に対して補助対象事業費は三百十六億で二〇％というふうなことになる。なぜそうなるのかということをお聞きしたわけです。その点どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) この四一・六％という補助対象率は、五カ年計画を設定いたしました際に想定しました事業をもとに、それが全国七大都市で五カ年全体で平均して四一・六になるようにというふうなセトリしたものでございます。つまり五カ年間を通じ、七大都市全体を通じました結果としての数字でありまして、毎年度四一・六％を補助対象にするというわけにもいかないものですから、実際にはそれを頭置きながら逆算的に管渠の直径等を定めたものでございます。したがって、比較的太い幹線管渠を多くやる都市には補助対象率は高くなるし、比較的枝管が多いという都市は補助対象率は低くなる、都市によって同様の事情があるということで、全体を複合した数字がそういうことになるということです。確かに四十八年度は東京都、私どもの調べでは補助対象率が三三・三％ということになっていますが、たとえばその前の年の四十七年度は四七・三％もありまして、一方その前の四十六年度は四〇・八％というふうなことで、四十六、四十七、四十八、三年を合わせますと四〇・二％、それでも四一・六よりは若干低いんですが、一方では五〇％を超え、あるいは五〇％に近いような七大都市もあるというふうな事情になっているわけでございます。

○春日正一君 それがおかしいんですね。同じ七大都市の中で、片方は五〇％あるいは六〇％に近いところ、一般都市並みに扱ってもらっているところがある、一方、東京とか大阪というところになると、一般都市並みに扱われないで実際には低くなつてゐる、いい方を出しても四〇・何％というので低くなつてゐる。結局、管渠の基準ですね、これから来ているんじゃないんですか。こ

れには別に合理性があるわけじゃないんでしょ。たとえば東京のようなところだと、合流式で三千ヘクタール以上のところは三千五百ミリ、つまり三メートル半以上の大きなものでなければ対象にならないことになっているけれども、東京のようなところでは大体こういう相当広範のところから水集めて処理場へ持っていくわけですから、そうすると、どうしても管渠の基準というもので対象が決められていけば、それに合わない形でのけられるものが出てくるということになると思うんですよ。だから、この管渠の基準というものを合理的に改める必要があるんじゃないんですか。これ、管渠の基準が何ヘクタール——五百ヘクタール未満のところでは千二百ミリ以上とか、一メートル二十センチ以上とか、あるいは五百以上一千ヘクタール未満のところは二メートル以上というような形でそれ決めてますけれども、しかし、その決め方が合理性がない。東京都なんかの実態には合っていないから、そういうことが出てくるんで、やはり大きい管であらうと小さい管であらうとこれ必要なだし、特に大都市では必要なんだから、そういう必要性に応じて全部補助するのが本当ですけれども、対象率というものを決めなきゃならぬという財政事情なら、そういう必要性に応じてやはり補助をするというようにして、公平にやっていくようにしなければならぬんじゃないかと思うんですけれども、その点どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) たとえば道路のように、国道、都道府県道、市町村道というふうな道路の種類が分かれておいて、国道、県道、市町村道という順に補助の仕組みも変わっているというものですと非常にばりばりするんですが、下水道の場合、流域下水道と公共下水道の差はありますが、同じ公共下水道の中ではそのような差はないわけでありまして。そこで、やむを得ないものから、まず処理場とパイプとに分け、処理場については先ほど申し上げましたような付帯的工事と言われているものを除いて本体工事はすべて補助対象にする、これは処理場はすべて根幹的な施設だ、下水道全体から見れば根幹的な施設だということとが言えるだろうということからでございます。次に、管渠の方をどういうふうに分けるかという際、本当に数字的に都市によっても年度によっても違わないようにすれば、毎年のある市町村ですべての計画事業に対して何%というふうなものを掛けまして、それに見合う補助率を掛けるということをするれば、これは間違いなく一律になるわけですから、やはり補助対象率というものを考える以上は、どういいう管渠に補助をし、どういいう管渠に補助をしないかという区分がどうしても必要ではないかと考えまして、それに最も合理的に近いような形で現在のランク分けをしたわけでありまして。その結果は、おっしゃるような年度によっても市町村の別によってもかなりの差がありまして、それも相当著しい変動があるものですが、その点では問題がないとは思いますが、さりとてなかなか明確な区分、ほかに名案というものもむづかしいということでありまして、新しい五カ年計画策定の際には、この率そのものの多寡を議論したいと思っておりますが、御指摘のような趣旨も含めて何か新しい合理的な区分けというものがないものか、さらに検討させていただきたいと思っております。

○春日正一君 こういう決め方が確固とした科学的根拠に立ったものでないということだけは非常にばりばりしているんですけれども、先ほどこの一般都市との格差の問題ですけれども、大都市は負担能力があるとか起債を有利にすることで補うとかいろいろ言われていますけれども、大都市はど利率の高い縁故債への依存度が高いというのが実情になっていて、それからこの格差の問題で言いますと、水質汚染は大都市ほどひどくて、水質保全上からも大都市の下水道整備が急がれておるといふ点が一つあります。それから大都市はど工事単価が高つくというところもこれは否めない事実だと思えますし、それから資本と人口の集中、たとえばビルやホテル、事務所などが国の政策によってずっといろいろ集まってくる、そういうことによつて排水量が増大してくるのに対応を迫られているというふうなことがあって、だから大都市の市長会でも格差の解消ということを強く要望しておられるわけです。そして実際に大都市では下水道整備の執行能力も十分あるわけですね。東京都の場合、八区へ枝管を委託してやらせておるし、だからこういう枝管の工事なんているのは中小企業でもできることですから、いまの事態では中小企業対策としてもひとつ大事な意味も持っておるといふような意味で、十大都市の市長会からも要望もあるというふうな点で、ぜひこの新しい計画をつくるときには、こういう格差を解消するようにはひとつしてほしいと思うのですけれども、その点、大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(飯谷忠男君) その点いろいろ議會でも議論されておる問題でありますから、十分ひとつ検討したいと思っております。

○春日正一君 それから次に受益者負担金の問題ですけれども、この問題では昭和四十三年のときにも相当の問題だけで突っ込んで議論もしましたし、四十五年のあの公害国会のときにもこの問題取り上げておりますけれども、ここでも新しい事態のもとでこの問題をもう一度見直してみることがあるだろう、そう思うんで問題にしてみたいと思っております。

それで、受益者負担金制度をとっておる都市が近ごろますますふえて一般化するといふような傾向になっております。数字的に言いますと、四十年年度は四十五都市、四十三年度が百三、四十六年度が二百十三、四十八年度が二百六十三というところ、このうち省令によるものが五十三、新都市計画法の条例によるものが二百十というふうな形で、三百六十四都市、公共下水道事業をやっている都市の七二%までこの受益者負担金というものをつけるようにしておりますけれども、私この問題でなぜこうするかという議論はこの前ずいぶんやりましたし、これやると、この問題だけでも相当時間食いますんで、その点は省こうと思いたすけれども、いまでは下水道というものはもうナショナルミニマムとして、水道やくみ取りやあるいは電気と同じように、これは必要なものというところではすでに国民的な合意というものは成立しておると思っております。だから、そういう下水道をつくるという場合に、下水道をつくるから、受益者だから特に負担するといふような根拠はもう薄くなっていると思うんですよ。だから、そういう言われておりましたけれども、だから、そういう意味でこの受益者負担金というふうなものはない、そろそろおやめになったらどうか、そういうふうなふうに思うんですけれども、この点どう考えてますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道は確かに現今ではもうぜいたく品といふことではなくて、ナショナルミニマムと位置づけなければならぬと言われておりますし、私もそう考えます。まあしかしながら、そのことと、実際の全国の普及率は非常に低くて二〇%程度にしかなっていないというふうな点をあわせ考えますと、これは現実にはごくわずかの人が下水道の恩恵にあずかり、大部分の人はまだ未整備の状態、いつでか上があると見通しがつかない状況にあるということも事実であります。その辺を考えますと、やはり下水道のように相当受益が明確にもう範囲が決まってくるというふうな事業で、下水道が整備されていらない地区と、された地区との差、その差を多少なりとも公平化を図る、あるいは同じ下水道処理区域の中でも、土地所有者と、そういうふうに関係のない人との格差というものもやはりある程度は配慮すべきではないかと、そういう意味で受益者負担金の制度はなお当面は廃止するわけにいかない、こう思います。

ただ、実質的にはその負担割合はかなり減ってきておりまして、と申しますのは、全国大部分のところは平方メートル当たり百円から二百五十円の範囲で決まっておるんですけれども、一たん決めたものはなかなか上げにくいということで、一方

○春日正一君　だから、はかられないものを受益

があるからといって金をかけると、金をかけたところへ優先的に補助を回すと、あるいは融資枠を割り当てると、そういうことは非常に不合理なことだと思ふんですよ。で、新都市計画法でも、「都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」と、これが根拠でいいでしょう。その利益がどれだけかということが判定できなければ特定しなかつたかというわけですね。それから地方自治法の第二百二十四条でも、「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くは、

か、数人又は普通地方公共団体の一部に對し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てたるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」と、こう書いてあるんで、受益が測定できなければかけようがない、そういう性質のものだと思うんですよ。下水道の受益者負担金という制度が、結局大企業優先、高度成長という政策のもとで国民基盤整備ということがなおざりにされておる。しかも一方では、水質の汚濁とかいろいろな問題が出てくるために急がなきゃならぬということで、その経費を国民に負担させるための一つのやっぱり賦課税みたいなものです。私は前に議論のときにも、そのことはいろいろ論証しましたけれども、だからそういう意味から言えども、高度成長の時代が終わって福祉重点の政治という時代になったというからには、こういう高度成長政策の残りがすというものは改めるべき

なお、先ほどの受益の額の問題ですが、下水道

整備されればいろいろ言うに言われぬ各種の便益を受ける、まあそういうたものが地価にも反映するであらうということなんですけれども、たとえばわかりやすい例で家庭用の尿尿浄化槽を設置する場合と比較しても、これ、下水道が整備されればそんな尿尿浄化槽はなくて水洗化できるわけですから、ごく一部の一端でありますけれども、比較論として考えられるじゃないか。で、これも、まあ五人ないし七人用で設置費に十七万ないし二十万かかるということであります。そのほかに二十年間維持管理費として五万円程度が電気料や汚泥の抜き取りとしてかかるわけですけれども、まあ維持管理費を別にしましても、設置費がその程度かかるということは、百平米で割れば平米千七百円から二千円ということになりますし、三百平米で割りましたも六、七百円ということになるわけ

けでありまして、まあこれだけじゃありません。下水道の便益性というものはほかにもたくさんあるわけでありまして、決して受益を超えるということは、いまの程度のもものではあり得ないと私も確信している次第でございます。

○春日正一君　まあ私の時間が来ているから、その議論は、あなたおやりになろうというならこの次の機会に、これだけで時間かりて徹底的にやりましょう。私、四十三年のときにも相当徹底的にやつて、建設省の方でもまあこれが受益者負担体存の一つのサンプルだといって、地方から照会があれば春日先生の議事録見ろというお答えもあったようですから、まあそのくらいもって徹底的にやりましょう。しかし、あともう時間五分しかありませんから……。

ただね、考えていただきたいことはですよ、それは水洗になれば便利になると言うけれども、水洗にするのがあたりまえなんだということなんでしょう。それがナショナルミニマムなんだと、だから国や自治体で当然やるべきことで、金出さなきゃやれないということじゃないのじゃありませんか。特殊なものじゃないのだと、そこるところもち

考えてくれないければ、あなたは先でなければそれだ
け得たと言われども、じゃあ私は、都市計画税
払っているほかの多くの市民でも市民でも、都市
計画税払って、それで下水道もできてこ
ない、あるいはこの道路の整備もおくれておるとい
うようなことはたくさんありますよ。それは一度
にばつと全部やれませんか。その先後の差を
もって利益として、特別の利益として負担金をか
けるといふようなことは、もしそういう論理でや
ろうとすれば、すべての事業に対してそれをかけ
なきゃならぬことになるでしょう。下水道だけ
しょう、そんなこと言っているのは、道路にだ
って河川にだって受益者負担なんてないですよ、そ
ういう意味の。だからその点を言っておるん
です。

で、その点について私言うのはですね、四十五
年の公害国会、ちょうど根本建設大臣のときで
す。あのときの十二月十七日のこの建設委員会
で吉兼都市局長はこういう答弁しておりました。「補
助金とか起債を優先的につけざるを得なかった。」
ということをお認めの上で、「そこで、次の第三次
五カ年計画におきましてはそういうことがないよ
うに、要は、五カ年計画をセツトした以上は、国
が幾ら負担をして補助対象割合をどうするとい
うことをきめて、きめた以上は必ず約束どおり
国も国費を確保して補助をつけていくというふう
な態勢になりますから、当然事業規模はもう私
ども要求どおりでございますから」「負担金を徴
収している都市と一般都市とそういう補助金で差
別的な扱いをするというふうなことは、補助行政
の上において私はないと、そういうことはなく
なってくるというふうに私は期待いたします。」
と、こういう答弁しているのですよ、その議論の
ときですね。つまり、建設省当局も受益者負担
を取るから取らぬかでその補助対象を差別するとい
うようなことは好ましくないから第三次ではやめ
たいと言っておる。ところが、いまの答弁では、
第三次のままだに終わって第四次に入ろうという
きに、依然としてその立場をとっておいでにな

る。これでは困るんですわ。

そこで、これは大臣の御判断の問題だと思いま
すけれども、少なくともこの次年度からやるそ
れには、もうそういう受益者負担を取ってお
るから補助対象率をよけいやるのか、取つてないか
ら報復的に縮めるとかというふうなことでなく
て、やはり必要に応じて公平に補助をするとい
うことをやるようにしていただきたいと思いま
すけれども、その考えをお伺いして、私の質問を結
束させていただきます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 受益者負担の問題をい
ろいろ議論をいたしますと、おっしゃるとおりの
議論も出てきます。私もその点はよくわかり
ます。ただ、局長からも申し上げましたように、
もう下水道が五〇%以上できておるところなら
もかくも、これから始めようというところは、一
部始めますと確かにそこだけ便利がよくなるん
ですわな。ないところは確かに費用がかかる
わけで、そういう意味で、これは地方自治体の運
営の問題ですから、地方団体もいろいろ財源問題
やら運営上の問題で受益者負担という形で幾分協
力してもらっておることがあると思うのです。本
当はこんなものずばつと公共料金をやめたい
と思うのですけれども、こつちがそんなことを言
うと、じゃあその分だけ国がまたひとつかさ上げ
しなさいと、こういうことにはね返ってくるこ
とも考えられますし、簡単に受益者負担の問題をや
めるとかやめたいとかいう問題は軽々には申し上
げられませんかけれども、やはり懸案問題として検
討せなさいかぬと思ひます。

○春日正一君 補助の問題ですね。
○国務大臣(飯谷忠男君) はい。
それからいまおっしゃいましたように、これは
局長からもそういうことではないと言っておられ
たけれども、受益者負担を取っておる取つておら
ぬにかかわらず、国の事業補助金を差別するよう
なことは断じていたしません。これはここで明確
にお答えを申し上げておきたいと存じます。

○春日正一君 ちよつともう一つ、先ほど言いま
した通達ですね、補助対象率、補助に影響する
という通達を出して、これはどうなのだと
言つたら、撤回するということはない、新しい通
達でも出ないと、これはいつまでも生きてい
るということなのですけれども、それを殺してい
ただけませんか。

○政府委員(吉田泰夫君) 通達はその都度ときど
きのいろんな国としての政策方針を出して次々に
重ねてきている性質のものでございまして、大臣
からも申し上げましたように、受益者負担金を採
択するしないは地方自治体の問題ですから、地方
自治体の負担分に充てられるものはどのように配
慮されるかという問題に尽きるわけでありまし
て、そのために補助金の交付のあり方に差をつけ
ることはしないというのを申し上げます。この
通達も現在どういう形で生きていくかという問題
もありまして、通達の処理につきましては建設
省だけでもありませんし、相談して処置したいと
思ひますが、まあ私、実際に現在受益者負担金を
採択する都市がどのようにふえてきて、過去に四
十ぐらいであったようなような差が事実つ
けられるものでもないし、そういう意味も兼ねて
現実にはその差はないように運営されてきている
わけですから、この通達の精神といひますか、受
益者負担金を課するということによって、住民の
方にもその公共団体の長として将来約されたもの
を、何とか国としても配慮したいという趣旨に解
すれば、そしてその趣旨以上のことさらな差別と
いうことには解しないというこはいま申ししたと
おりでありますから、通達の処理自体としては私
どもに御一任いただきたいと存じます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 自治省との共同の通達
でありますから、それを勝手にこつちがやめると
かやめないとかは、これは一応話し合ひせな
いかな問題ですが、いづれにいたしましても、先
ほど申し上げましたように、受益者負担を取つて
いないにかかわらず、これからの補助率等に
ついては絶対に差別をしないという基本方針は貫
いて、このことは徹底するようにいたします。

○委員長(小野明君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後二時まで休憩いたします。
午後零時三十四分休憩

午後二時十七分開会
○委員長(小野明君) これより委員会を再開いた
します。

休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○田代富士男君 下水道事業センター法の一部を
改正する法律案の五ページにあります、第二十
六条第二項のところでございしますが、事業団は、
前項第一号に掲げる業務を受託する場合において
は、特別の事情がない限り、「云々」ということが
ここにありますがけれども、この「特別の事情」と
いうのは何を指すのか、最初に御説明を願いま
す。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在、下水道事業セン
ターが受託している事業について申せば、この
「特別の事情」というのは、沖繩の本部で海洋博
会場予定地の下水処理場並びに関連事業を受託し
ておりますが、沖繩の本部の地域は水質環境基準
が定められておりません。したがって、まあ二項
の原則として、水質環境基準が定められた公共用
水域の水質をその水質環境基準に適合させるため
に必要な終末処理場というのに当たらないわけ
であります。このような国家的事業でもあり、人
も集まってきた必要だから、下水道の整備はぜ
ひともやらなきゃならぬ、こういう箇所でありま
すので現に下水道事業センターが受託しているわ
けでございまして。本法案の「特別の事情」とい
うのも、たとえばそのような場合を想定いたしま
した、そのほかにいって申せば、たとえば現在
はまだ水質環境基準は定まっていなくても、近
くそれが定められる予定で、定まった以上は早急
に整備しなきゃならぬというふうな事情がある
地域であるとか、あるいは水質とは関係がありま
せんが、災害地などで緊急にポンプ場を復旧す

る、あるいは新たに整備するというような必要があつて、地元の公共団体が他に手を取られて技術者も不足しているというような状況の場合、そういうたポンプ場の整備といったものが大體想定されるわけでありまして、そんなに幅広くこれを読み込むつもりはないわけでございます。

○田代富士男君 いま局長が御説明いただきましただけでも、こういう法律というものは、だれが読んでもある程度こういうものであるということが理解できるものでなくちゃならないと思うんです。特にここに書いてありますとおり、「特別」という言葉を使っておりますけれども、こういう法案の上の「特別」というその指し示すところは、一般的な解釈でいきますと、そういう一般的な広がりを持っておりますけれども、この「特別の事情」というのに、いま御説明のありました沖繩海洋博の本部町のそういう工事が水質環境基準が決められてないから、そういうそこで工事をやるからこういうことをやっただとおっしゃるけれども、これだけでは理解ができないと思うんです。「特別の事情がない限り」ということで、それだけの説明を一々聞かなくちゃならないようでは私はこれによつて理解できないんです。だからそういう面で、この中には、考えてみますれば、これを後々拡大解釈されるおそれがありますよ、いろいろ。

私が、これは「特別の事情」という字句の云々じゃないけれども、拡大解釈される理由といたしまして、同じ建設省で日本道路公団法の一部改正する法律案の審議があつた折にも、第十九条であつたかと思ひますけれども、業務の範囲が決定されたときに拡大解釈された。それは農地法を違反してでもできるような、拡大解釈されるような、そういうように一つのやむやむの場合には拡大解釈される場合がある。私はそういう点で、いまの局長の説明では、はっきり申し上げるならば海洋博の沖繩の本部町の工事をするために、それは「特別の事情」の中に含まれていないという、それはちよつと理解ができないわけなんです。その

点です。これは沖繩海洋博にとどめられねば大変なんです。後々にこれを広げていくというならば後々の心配がきまつてくると、この辺に対する考え方どうでしょう。

○政府委員(吉田泰夫君) 私どもこの条文を作成するに当たりまして考えましたことは、まず下水道事業団は水質環境基準に關係なく、一応広く終末処理場等の根幹施設の受託建設ができるわけでありまして、その中でいろいろの要望が多く出てくる、受託能力を超える場合も想定されると思ひまして、そういう場合の優先採択の基準として、このように何といつても重要なものであり、事業団が受託までして緊急に整備のお手伝いをしなければならぬというものは水質環境基準達成のためのものである、したがつて、それを浮き彫りするとともに、はつきりと優先順位を定めたい、こう思つてあえて挿入したのが第二項全体でございます。

ただ、その場合に、先ほど申し上げましたような海洋博の事例とか、その他二、三の想定される事例があり得るわけでございます。このようなものは水質環境基準の達成という至上命題、それと角度は違ひますが、別の角度から見てもどちらが優先ともあえて言えないようなよりは優先度、緊急度を持つ場合があるであらう、そういう両者の優先度というものを比較して、それでなおかつ水質環境基準と少なくとも同等ぐらいの重要性、緊急性があつて、事業団が受託しても当然であるというようなものを考えたわけでありまして、そういう意味で「特別の事情がない限り」ということを書いておけばその趣旨はわかるのではないかと、こう考えまして、そういう立法例もいろいろケースは違ひますが、ありましたものから、この語句を採用した次第でございますが、私どもの趣旨は何といつても水質環境基準の達成というのが最大の現下の急務でありますから、事業団がそれを引き受ける際にも、それを優先するという精神は決して崩すことのないように厳正にとり行いたいと思ひます。

○田代富士男君 そこで、「特別の事情がない限り」ということでいま私質疑をしておりますけれども、法制局の方、見えてまいしょうか。——だから、「特別の事情がない限り」という言葉を法文に使用されている例がありましたならば、その例を示していただきたい。そしてそれを簡単に解釈していただくと同時に、構成している要件で、すね、これも教えていただきたいと思ひます。簡単にお願いいたします。

○政府委員(味村治君) 「特別の事情」という言葉は、ごく通例の場合につきまして規定を置きましたが、通例の場合予想できないような事情が生じた場合に、それと異なる処理をすることができるといふ場合に規定を設けているのが普通であらうかと存じます。例といたしましては民法の四百六十六条に損害賠償、これは債務不履行による損害賠償でございますが、損害賠償の範囲が規定されておりました、これには四百六十六条の二項によりまして、特別の事情により生じた損害につきまして——債務不履行による損害は、普通は通常生ずべき損害に限り損害賠償の責任を負ひますが、通常生ずべき損害に損害賠償責任を負わねばならぬといふことが原則でございますけれども、特別の事情によつて生じた損害でございますけれども、当事者が予見できないような場合には、これは損害賠償しなけねばならないといふような規定が民法にあるわけでございます。

建設省関係の法令でございますと、もう御案内のとおりと存じますが、たとえば都市計画法の五十六條の一項といふのがございまして、これは都道府県知事が事業予定地内の土地の所有者から買い取りの申し出がございました場合に、買い取るのと原則だと、しかし、特別の事情がない限り買い取るものとすることでございます。たとえば非常に権利関係が錯綜しておつてなかなか買い取ることが困難だといふような場合には、特別の事情があれば買い取らなくてよろしいといふようなことになつてゐるわけでございます。あるいはもう一つ建設省関係の法令の例を申し上げます。

すと、土地区画整理法の二十七條の三項、これは「ない限り」といふ表現ではございませんで、特別の事情がある場合についての規定でございますが、土地区画整理組合の理事とか監事の選任につきまして、理事や監事は組合員のうちから総会で選挙するといふのが原則でございますが、まあ組合員から適当な人がないとかいふような特別の事情がある場合におきましては、定款で定めるところによりまして組合員以外の人から選任することができるといふような例でございます。ただいま申し上げましたように、いずれも通常の場合を予想した規定がどうしても特別の場合に当てはまらない、当てはめてはぐあひの悪いというケースがございまして、そのような特別の事情に備へまして規定を設けてあるというのが普通かと存じます。

○田代富士男君 ただいま特別ない限りといふことにつきまして、都市計画法第五十六條の第一項、これは権利関係が錯綜している場合には買い取らなくてもよい。また、土地区画整理法第二十七條第三項では、これは役員の人選についてはまらぬ場合にも出してもよい、通常規定が当てはまらない場合にはいふ規定で、こういう特別の事情といふこと、いふことが法文化されているわけなんです。いま法制局のお話を聞きますと、この構成要件といふものは、特別ないといふことでありますから、大體その理由といふものは一つです、いま聞いた中でも、そういう複雑な理由はない。端的に一点ないし多くても二点。ところが、今回のこの第二十六條の特別な事情といふものは、沖繩の海洋博それ以外の問題をあわせまして、私がこれをずっと調べただけでも数点以上あるわけなんです。だから、法律では書きあらわすことができるものは全部書きあらわしてあるわけなんです。法律上書きあらわさないもの、あるいは体裁の上か、書けないものに限りは政令に譲るとかいろいろあるかと思ひます。

では、この二十六條の特別な事情といふものに對しては、構成する要件が、ざつといふ簡単に申

申し上げますと、当該公共用水域において水質環境基準が定められていないというのが一点、二つ目には当該公共用水域の水質が急激に変化する、三番、水質悪化の原因がきわめて公共性の高いナショナルプロジェクトである、四番は当該公共用水域の水質の悪化が長期にわたり広範囲になる、たとえば五番は災害時のポンプ場の問題、こういう……いま特別な事情という場合には、大体この構成要件というものは一つぐらいです。これだけのものが特別な事情という中に含まれている。さすればですよ、私はこの条文を私なりに読むならば、特別な事情ということ、これをさくずかに読むならば、これは私が考えるならば、「特別な事情」というのは、事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、水質環境基準が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させることを原則とする、これは改正前の中にこの精神はうたわれてあります。その特別な事情というものは、いまから言うことじゃないかと思うんです。ただし、水質環境基準の定められていない公共用水域において、政令で定める急激な水質の汚濁が起ることが明白な場合で、かつ政令で定める公共事業等によって一時に人が集中するようないかなる特別な事情がある場合にはその限りでないというように特別な事情を示すものと、このように判断するんですが、大臣、この考え方はどう違うんですか、特別な事情ということはどうですか、大臣から答弁をお願いします。

○政府委員(吉田泰夫君) いまお示しになったものが、私もこの特別な事情としまして頭に浮かべた事情でございますが、そのほかにも水質環境基準達成のためのものを優先するという大原則と比較してまでもあえて採択しなければならぬというケースもあり得ると考えましたので、「特別な事情」という広い表現をとらしていただいたわけでございます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 「特別な事情」を拡大解釈してならぬことは、これは法律の趣旨から

言って当然でありまして、水質の環境基準の達成というところが国家的な課題になっておる、その課題を解決していくための法律でありますから、そういう意味において、この課題にさらに優先される特別な事情ということ、これはそう軽々しく拡大解釈すべきものでないと思います。そういう意味において、単に事業団やその衝に当たる者が勝手に自分が解釈して、そして拡大してやるというようなことは、とうていあり得べきことじゃないし、あつてはならないと私も思っております。ただ、じゃ特別な事情は全くないのかというのを、ずっとこれからのことを考えて、そういうことを断定することもできない、これは今の社会においてどんな不測の事態が起こるかわからないし、あるいはたとえば不測の災害等が生じた場合においては、これはだれも予想しなかったことだけれども、やはり特別な事情として考えなければならぬ、あるいは地方団体からの要請がある問題も、それにこたえなければならぬ事態が来るかもしれません。そういうようなことを考えて、特別な事情という字句が挿入されたと思うのでありますが、いかなることがあつてもこれは拡大解釈してはならないし、そういう基本方針のもとに厳重に戒めながら今後の運用を図っていくように私も責任を持って監督をいたしていきたいと思います、かように存じております。そういう意味でひとつ御理解を賜りたいと思うのであります。

○田代富士男君 大臣の趣旨はわかりますけれども、いま法制局の方にお尋ねしまして、特別な事情というものの類例がほかにあるかという説明を受けたときに、その構成要件は大体一つでありまして、説明を聞いたところ、ところが、この法案の二十六条の「特別な事情」というものに対しては、私が列記しただけでも四つも五つもある。こういうものは明確に記すべきものは明確にすべきじゃないか。少なくとも構成要件が一つぐらいであるならば、「特別な事情」ということは言えるわけですが、列記しただけでも四つも五つもある

わけなんです。だから、法律で書けるものは明記していかなきゃならないし、だから粗雑である、もしもこれは沖繩だけであったならば、沖繩以外の場合どうするか。そういうようなことで、またこれは優先順位というものはちゃんと基準が決められているけれども、それ以上はやりませんと言わなければならない。もしこの精神に沿わなくて事業をやられた場合に、これも特別な事情として逃げられる可能性がある。そういうことから私は、特別な事情のない限りという、これは大きな問題点があると言ふ。その点はどうなんですか、大臣。いま御説明されたけれども、この精神はどうなんですか。法制局からは、特別な事情のない限りの類例を挙げられたが、一つぐらいです。どうなんですか、大臣。大臣のいまの御説明は、決意はわかりましたけれども、その点についてお願いします。

○政府委員(味村治君) 私が舌足らずの点があつたと存じますが、ただいま例示に挙げました「特別な事情」につきまして一つの例を挙げたわけでございますけれども、これはその場合だけに「特別な事情」が限られるという趣旨ではございまして、で、「特別な事情」の一つの例として挙げたわけでございます。何分にも社会の事象は複雑でございますので、通常予想される事象以外の事象がどんなものが起こるかかわからないというケースがあるわけでございますので、そういう場合に備えまして「特別な事情」というのが書いてあるというように御理解を賜りたいと思います。

○田代富士男君 大臣からお願いします。

○政府委員(吉田泰夫君) 他の法律の場合に、非常にクロージアアップされた大きな柱となる理由が中心で、しかしながら、その他の事由による場合もなきにしもあらずということを書かれていますように思っています。本法の場合も、海洋博といった特殊な事情の場合、つまり国家的な国際的な大規模プロジェクトをやる、水質環境基準は定まっていなければならないけれども、人も集まってくるので環境は汚染される、しかも期限が決まっていますので急いでやらな

きやならないと、地元公共団体には技術力が十分でないというような事情が重なっておるわけでございます。そういう場合が現在一つ一つの例としてあるわけですが、今後の場合として、災害の場合とか、多少それはまた観念の違つたもので、なおかつ環境基準達成優先の原則とあえて比較し得るようなケースも絶無ではあるまいと、こういう気持ちでおるわけでございます。もう一つこれは許されませんから、事業団担当者におきましては、またこれを監督するべき建設大臣の立場におきましても十分戒めまして、御趣旨を体し適切な運用を図る決意でございます。

○田代富士男君 私、この問題だけでもう三十分近くたつておりますけれども、これはいまも局長からのお話がありましたが、これは私の言っていることと建設省のおっしゃることとは、ここでやりとりしてしましても、これはかみ合わないと思うんです。だから、これはいま私はこのままいくならば、端的に申し上げるならば特別な事情という、特別な事情というそれだけで、海洋博の本部町のそういう工事をせんがための、そこまでやったならば、これは飛躍になるし、沖繩海洋博だけのことはなくて、今後の問題とするならば、これにまつわる問題はいろいろの問題点が出てくる。たとえば後でまた質問しますけれども、下水道の事業の普及率が二〇%そこそこで、あとまだいまから福祉重点の政策を実行していく場合に、下水道の問題というのは大きく社会事業としてなってくる場合に、何かやっても特別な事情といたつた場合には、この一文句で抜け道になつていく危険性が多分にある。それはちゃんと歯どめはしていきまふというところでございますが、委員会でもやりとりをしてもこれは歯どめになりませんから、これを明確にこの委員会において私はしておきたいと思ふんです。この点につきましては時間ありませんから、委員長に御一任をいたしますから、委員長の方において取り計らいをお願いします。

○委員長（小野明君）　ちよつと速記をとめて。

速記中止

○委員長（小野明君）速記を起こして。

○田代富士男君　じゃ、引き続き質問をいたし
ます。

現在のわが国の下水道の普及率はどの程度になっているのか、国際的に見た場合、また国内的に見た場合、簡単に御説明願います。

○政府委員(吉田繁夫君) 昭和四十九年度末で日本の総人口に対する処理人口の割合は二〇・五％でございます。東京が五八％、大阪が八七％と比較的進んでいる場所もありますが、始めたばかりの都市も多くて全国的には二〇・五％ということでございます。これは欧米諸外国の下水道普及率

が、いろいろこれも差がありますが、七〇ないし九〇％ぐらいのところが相当多いことを考えますと、著しく立ちおくられているものと考えます。

○田代富士男 いま御説明がありましたとおり

ましてこれは何と言われても弁明の余地はない
と思います。ただ、まあ戦後の日本のいろいろな
公共施設のあり方、進め方というものにも、いろ
いろ考えてみると反省をせなけりやいかぬ問題も

あったと思いますし、いすれにいたしても下水道の仕事が後追いで来たことには間違いありません。その後追いが、しかも著しくおくれていることは間違いございません。これはどんなに言われても言いわけの余地はないと思っております。ただ問題は、これから先、少なくとも先進国にこれは追いついていくために最大限の努力をしていかなきゃならぬことでありまして、今後の下水計画については積極的に進めてまいりたい、これが私どもの考え方であります。

○田代富士男君 今後積極的に取り組んでいくと申されますが、下水道事業の最終目標をどのように考えになっているのか、あわせて聞かしてくだい。

○政府委員(吉田泰夫君) 豊かな福祉社会を実現するということで、都市、農村を問わず健康で快適な環境の確保というのを目指しているわけでございます。下水道を整備しまして公共用水域の水質環境を保全するばかりじゃなく、雨水による浸水の防除とか、水洗化の実現等による安全快適な環境を確保しようということであります。建設省ではかねてからこのような要望にこたえ得るというためには、少なくとも市街地人口に対しましては一〇〇％の普及率に持っていき、市街地外、都市計画区域域外でありまして、一部の農山漁村地区とか、あるいは湖沼周辺の観光地等整備を要するところもありますので、こういったところもある程度整備を進め、全体として総人口普及率を九〇％まで持っていきたいというのが私どもの長期目標でございます。

○田代富士男君 六十年度の目標を九〇％の普及率に達成したいという建設省のお考えでございますが、過去に計画されました第一次、第二次、第三次までのこの下水道整備五カ年計画をやっておいになりしましたけれども、この進捗状況はどの

ようになっているのか。それと、いま大臣も申されたとおりに、下水道の普及が非常におくれている原因は何であるか、そこらあたり御説明願いたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道が最初に五カ年計画を持ちましたのは三十八年度からでありまして、三十八年から五カ年間の総事業費四千四百億圓というのが第一次の五カ年計画でございます。これは四カ年で打ち切りましたが、その間の達成率は六七・三％でございます。次いで四十二年から五カ年間ということで、総事業費九千億圓の第二次五カ年計画を策定いたしました。これも四カ年で打ち切られましたが、その達成率は六八・六％でございます。さらに昭和四十六年から昭和五十年までの現行の第三次五カ年計画は総事業費、一部予備費を除きまして二兆五千百三十四億圓ということになっておりまして、これが明年度予算まで加えて推定いたしますと一〇〇・六％という達成率になります。

わが国の下水道の整備がおくれておりますのは、そもそも大都市以外はごく最近始めたばかりであるということから出発するわけでありますが、その他近年の物価の上昇、あるいはシールド工法等の経費のかさむ工法の採用を余儀なくされていること、また水質環境基準が続々と設定されて、それに対応するためには予定以上の処理能力を持たせなければならぬというような費用のかさむ要因が追加されてきていること等によりまして、現在の全国的な総人口普及率が二〇・五％にとどまっているわけでございます。

○田代富士男君　いま第一次から第三次までやつておいでになったその経過を御説明いただいていろいろ理由を聞きました、一言で言うならば、福祉事業に對する力を建設省としても注いできたと言われるけれども、現表面において福祉事業に對する重点は行われてなかったと言われてもこれは仕方がないと思うんです。そういう面で今後は憲法の精神にのっとつてわれわれは文化的な生活を向上させるためにこの事業に對しては力は入れ

なくちやならない。さすれば、今度第四次五カ年計画をいふ策定なさっておりますけれども、じやあいままでの第一次―第三次と比べて、第四次に対しては特にこの点に対して力を注いでいくとかそういう――大臣として、いままで福祉事業に対して力を入れてきたと言っても、その実態というものは言われても仕方がないようなそういう実態になっておりますけれども、大臣のお考えはどうでしょうか。第四次の五カ年計画に対してはこれだけは前と違いますよという、そういうところをひとつ御説明願いたいと思います。

○国務大臣(飯谷忠男君) お説のとおり、戦後の公共事業の推進、特に高度成長のこの推進が生産基盤に重点が置かれてそういう面の公共事業が伸びてきたことは事実であります。反面に、生活環境基盤整備等の面が——決して見捨てておつたというわけじゃございませんけれども、逆に生産基盤の面よりも劣つておつたことは事実これは率直に認めなければならぬと思います。建設省の方で初めて五十年年度予算編成でいわゆる生活環境整備優先ということで、たとえば道路にしても河川にしても予算を、公共事業費を非常に圧縮しながらも住宅とか下水道は特別に伸びを見せたというののも、ようやくその姿勢がそう変わってきたとお考えただいて結構でありますし、私どもはおくられたことはいしたし方ないにいたしましたも、ようやくこれが安定成長からいわゆる福祉生活環境改善の面に重点を置いてきたということ、これを機会にわれわれはこの問題を大に取り上げていきたいと思つております。そういう意味で五十一年度予算は新しい計画を立てる年でありますから重点的に、そういう方向で努力をしていかなきゃならぬ。これが今後の大きな国家的な一つの使命ではないかかと、かように存じております。

○田代富士男君 いま大臣が、福祉転換の時期に
来て、国としてもこれに対して積極的な取り組み
をすると、これが第四次の計画であると、このよ
うに申されました。ところが、五十年度の下水道
予算を見ますと、事業費で対前年度比二七％の増

加にもかかりませず、国費によりましては対前年度比四％の減少になっているわけなんです。これはいま大臣が申されました、私が第一次から第三次までの計画と第四次の計画の違いはどこにあるかという、おっしゃいました決意とこれは数字的に見ましたならばうらはらの数字が出てくる。これについては恐らく地方債等で賄ってこれをやるようになっていくという理由であるかと思ひますけれども、国でやろうとするものは地方に負担をかけるようなことになる。だから、下水事業に對しましては、そのように福祉転換の改善の時期に来て取り組むとおっしゃるからには、私は国庫補助制度を抜本的に見直す必要があるんじゃないかと思ひます。だから、そういう地方債で地方自治体に任すんじゃないかして、これを取り組むべきじゃないかと思ひますが、この点、大臣いかがでございましょうか。

○国務大臣(飯谷忠男) その点も趣旨としては私は同感であります。率直に言へば、特別地方債なんか設けずに国費で思い切つて充實すればいいじゃないかという、これが一番簡明率直であります。しかし、総需要抑制ということで公共事業は軒並みに抑える、こういうことになったのです。しかし、その中で住宅や下水道は抑えるわけにいかないというこれは政治の方向、世論の動向等もありましたものですから、国費はやむを得ないにいたしました。事業費だけは目的どおり伸ばそうということで特別起債という一つの方法が生まれたわけでありまして、これはしかし常道ではございせん。しかし、このことによつて事業が拡大され推進されることならわれわれとしてはむしろ歓迎せざるを得ないことであるが、それはそれとして、やはり国費を大幅に投入して正攻法で伸ばしていくということがこれは行政の筋だと、かように思つております。そういう方向で考えなきゃならぬと思つております。

○田代富士男 国費で前向きに取り組んでいくという大臣の心強い御決意でございしますが、一つ具体的な問題を私は提起いたします。これが地方自治体に任していたならばやりたいこともやれないと、ここで国庫補助制度が抜本的に見直されるならばこれはもつとこういふことはやれるんじゃないかという、そういうことを私はお尋ねいたします。例として、一つは下水道の排除方式には分流水と合流式がありましかつても、分流水と合流式では水質保全対策上どちらがすぐれているのか、これ簡単に……。

○政府委員(吉田泰夫) 結論的に一言で申せば分流水の方がよろしいわけでございます。○田代富士男 分流水の方がよろしいと、そういうことでございしますが、現在全国で下水事業を実施している都市はどのくらいあるのか、その中でいま申し上げました分流水を採用しているもの、あるいは合流式を採用しているもの、または一部分流水を採用しているもの、それをちよつと簡単に数字で御説明願ひます。

○政府委員(吉田泰夫) 五十年の予定都市数がいまのところ四百八十九と考へておりますが、このうち合流式が六百でありまして、それから分流水と合流式を併用しているものが百五、それから分流水のところは二百七十八ということになります。

○田代富士男 もう一回ちよつと申つてくだされ。○政府委員(吉田泰夫) 四百八十九のうち合流式が六百、分流水と合流併用しているものが百五、もつともこれは合流の方が多いいわけですが、両方やっていくところが百五、それから分流水だけのところが二百七十八でございまして。

あるのか、分流水がよいとわかつていくにもかかわらず合流式をなされていく、この点はどうですか。○政府委員(吉田泰夫) 以前は日本では合流式というのが圧倒的に多かったわけでありまして、その後新しく着手する箇所から私も極力分流水を指導し、各地方団体でもその気になってくれまして、近年は数としては分流水がふえてきたと、こういう実情でございまして。まあそういうわけで、過去の蓄積のある都市、特に大都市が多いわけですが、こういったところでは合流式を前提に下水道網が計画され進めてきているものですが、部分的に分流水を切り離して計画できるところはいいんですけれども、必ずしもそううまくいかない。やはり一つの系統としては、合流式で始めて相当整備されている以上は、一応合流式として最終的に仕上げるを得ないというふうな事情が多いのがその主たる原因でございまして。

○田代富士男 それでは、分流水と合流式の下水道を建設する場合の建設費はどちらが高つくのか、どのくらいの開きがあるのか、これが一つです。それからもう一つは、分流水と合流式の下水道を建設する場合、国の補助はどうなっているのか、格差をつけているのかどうか、その点を御説明願ひます。

○政府委員(吉田泰夫) まあ、地形等によりまして必ずしも一概にどちらが高いとも言えないんですが、まあ標準的に申し上げれば、分流水の方が高くて約五割増しになります。なお、国庫補助の仕方として、分流水であるから、あるいは合流式であるからといって格差は設けておりません。

幾分の違いあるけれども五割増しである。それに対する国の補助はどうであるか、格差がつけられてない。こういう状態のもとにおきましては、財政的に苦しい地方自治体が下水道を建設する場合、水質保全の対策上からは分流水で取り組みたいけれども、いま申すようなことが、そういう諸条件のもとではどうしても合流式を採用せざるを得ない。こういうようなことを考えますれば、いま大臣が、おくれおるためにこれは積極的に取り戻すんだと、諸外国並みに取り戻すんだという決意はよろしいんですけれども、こういうように推進するように図りながら、実勢価格で十分できるように補助金体制というものを検討すべきではないかと思ひますが、大臣いかがでございましょう。

○政府委員(吉田泰夫) 過去に始めた都市はまあ合流式のものが多いんですけれども、近年始めましたものはほとんどすべて分流水でやっております。まあ経費もかさむわけですから、私も、私どもその要請にこたへるべく努力いたします。公共団体の場合におかれましては、分流水をあるべき姿と見てあえて採択していただいている現状でございまして。

○田代富士男 私聞いていたのは、だから予算のそういう補助体制を検討すべきである、分流水それから合流式でも格差がないし、そういう点についても検討すべきじゃないかと大臣に聞いていたわけでございます。

○政府委員(吉田泰夫) 現在、下水道の国庫補助の仕方として、一定の補助率で補助するのでございますけれども、補助対象事業の割合を別途五カ年計画ごとに定めておまして、それが管渠の直径を主として区分しているわけでありまして、当然分流水の場合は雨水管、汚水管ともに細くなり、合流式だと両方が一緒に流れますから平均して太くなる。また、同じ分流水でも汚水は大体小さいわけですし、雨水管はかなり大きいということがありまして、そういう実態に応じてそれぞれの補助対

象割合を設定して、そこで区分する方式をとっており。まあその区分の仕方において分流通と合流式とあえて差をつけてごなかつたと申し上げたわけですが、御指摘の点もございませうし、そも補助対象率そのものが低いではないかという御議論も以前よりあるわけございまして、私も新五カ年計画策定に当たりましては、御指摘の点も頭に置きながら十分検討させていただきたいと思ひます。

○田代富士男君 だから、建設大臣が第四次五カ年計画で前向きに取り組むとおっしゃいますから、こういう点の体制も変えてもらいたいということをお尋ねしているのですけれども、大臣の考え方と局長の考え方とは、大臣は二、三歩前進していらっしゃるけれども、局長の考え方は二、三歩も五歩も後のような感じがしてしょうがないのですけれども、大臣どうですか。

○国務大臣(飯谷忠男君) そうじやございませう。ただ、事務的にはやはり発言をしても限界があると思う。私の場合には政治的発言というものを考える、これは政治的に解決つけないかぬ問題がありますから、そこには限界があると思うのですけれども、基本的には変わっておりません。おっしゃる問題の、分流通合流の問題につきましては、これは補助対象がずつと決まっておりますので、その補助対象の内容をやはり第四次から再検討しなげやならぬと、こういうふうに思っております。そういう面では是非々々でまいるつもりであります。

○田代富士男君 じゃあ、もう一つ例を挙げます。地方自治体に負担をかけているという、解消をしないままという点で、一つは終末処理場の建設の問題です。この終末処理場の建設というものは、地域住民にとりましては非常に反対が多い。御承知のとおりだと思ひます。住民の協力なくしてこれを建設するわけにはまいりませんが、その反対運動の対策の一つといたしましていま考えられていることは、すでに御承知のとおり

りに、終末処理場の上を公園化して、そうして地域の皆さん方に、終末処理場を持つてくると同時に公園で遊んでくださいと、こういうようなことと対策を、苦心の上こういうことをいま進められようとしております。まあこの発想というものの対しては評価をいたしますけれども、公園がつくられると、それは地域住民にとつてはうれしいことですが、しかし、問題は、この公園が都市公園ではないために公園事業としては認められない。この点どういうふうな……。評価はしますけれども認められない。そうすると、これは終末処理施設としてこの公園の仕事を認められるのか、この点はどうでございましょうか、明確にしたい。

○国務大臣(飯谷忠男君) 終末処理施設の位置というものが、これはもうその地域の住民からは非常に知られていて、私もよく知っております。もうそれが一番大きな問題じゃないか、各町村が困っておるのはそこじゃないかと思ひます。単にじんかいの焼却場一つつくっても大変な反対があるわけであつて、それはもう感情的なものですね。そんな汚いものがこの地域にできたのです。大変だという感情的なものと、その処理場と並行して環境をきれいにしてやつて、おっしゃるような公園式のもの考えないと納得しないと思ひます。それは公園法でできないければ、私どもは結局五十一年度からの新しい計画の中にはそういう問題も含めて終末処理場というものを考える、施設を考えると、その方向で私どもは善処していくつもりであります。

○田代富士男君 いま大臣が、五十一年度計画の中にその施設をやつていくように考えていくという、これは本当にありがたいお話でございますが、現実はどうか。現実はいま申しましたとおり都市公園としてもこれは補助金はつかない、終末処理場としてもこれは性格が違ふ。そのしわ寄せがどこにいつているかと言へば地方自治体、財源

の赤字で悩む地方自治体が単独でやらなくてはならない、財源負担になつていく。こういう点で、公園施設の建設につきましても補助制度を検討すべきである。いま申ししますと、このように具体的な例を、私は二つの具体的な例を述べました。こういう点から補助金の制度というものの対しまして今後取り組んでいただきたいと思ひますが、どうでございましょうか。

○国務大臣(飯谷忠男君) これは午前中からも議論になつた問題でありまして、この問題、私も真剣に取り組まなければこれから終末処理場をやるうといつてもできないと思ひます。そうしますと、それはどういう形で一体それに補助をするのか、助成をするのか。これはしばらく時間かしてくださう。検討してみます。しかし、終末処理場をつくるための付帯事業として何らかの形でこの問題を処置をしなければ、これからせつかくの仕事を進んでいかぬ、そういうふうな私ども思つておりますから、その問題については十分に検討して処置してまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 じゃあ、大いに期待をしております。それから、いまは処理の問題でございましたが、私はこの前建設委員会でも地盤沈下の問題を取り上げました。その後建設省でも調査をされて、地盤沈下の問題及び塩水化被害の実態調査をされましたのを先日発表されたかと思ひますけれども、そこで私は、これは一つの提案でございしますが、東京やあるいは近畿圏などいま地下水を大量にくみ上げているにもかかわらず水資源というものは不足しております。そういうわけで、いま処理の問題を主にここで質疑をしておりますけれども、下水道の水資源を再生産事業としての役割に持つていくこともあわせて考えるべきではなからうかと思ひます。こういう点につきまして、これはいさぐさではないかと思ひますけれども、これに対して、今度の第四次五カ年計画からは意欲的に改善の時期に来てい

も、これは将来のことでありませうけれども、大臣のお考え方がございませうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道の処理につきましては、二次処理だけでは完全には環境基準が達成できないという地域もあります。また、湖などの問題もありますので、私ども五十年度はまだ新五カ年計画にはなつていなかったんですけれども、あえて三次処理の実用化という予算を要求いたしました。流域下水道についてこれが認められたわけでございます。新五カ年計画を策定するに当たりましては当然公共下水道も含めまして三次処理の新規採択という問題を要求し、ぜひとも実現したいと思ひます。そうして三次処理までいたした水を今度はどういうふうな活用するかという問題になります。私どもは貴重な水資源でありますから、場所によっては直接再利用ということも考えられるかと思ひますが、一般原則としては、やはり何と云つても公共水域から出た水は公共水域に還流する、そういうことによつて、そして公共水域に還流した上でそれをまたその下流で広く利水していく、こういう方式、水の循環的な体系の中で下水施設、下水処理場というものが位置づけられて働いていくという姿にぜひ持つていきたい。まあそのために三次処理ということは今後非常に重要になると考えております。

○田代富士男君 じゃ、次の問題に質問を移したいと思ひますが、工場排水の処理についてお尋ねをしたいと思います。現在有毒物質を含みます悪質な工場排水はどのように処理されているのか、これは通産省の方も見えていませう。建設省と両方お願いいたします。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道法の規定によりまして、有害物質を下水道に流す場合には、条例の定めるところによつて工場側で除害施設を設けて、それによつて有害物質を取り除いた上で下水道に流し込む、こういう仕組みになっております。

○説明員(山中正美君) お答えいたします。現有害物質の除害施設でございませうけれども、現

在水質汚濁防止法で有害物質全部で八つ、今度P
CBが入りまして九つになるわけですが、そのうち各物質によりまして処理法は非常に異なっておりまして、大別いたしまして、いわゆる物理化学的な処理法と生物化学的な処理法と二つあるわけでございます。一般的に重金属等が使われております処理技術というのは物理化学的な処理技術が中心でございます。それは一種の凝縮沈でん法を応用したものと、それからイオン交換膜を応用したもの、いずれかの方法を、たとえば業種業態に応じまして、あるいは排水量、あるいは重金属の濃度等によりましていろいろな応用を考へております。

以上でございます。

○田代富士男君 いま二次処理まで一応されておりますけれども、二次処理の段階ではBODが二〇ppmぐらいしか下がらないと思うのです。ところが、窒素だとかリンだとかこういうものに対しては二次処理ではどうすることもできない。ところが、いまこういう洗剤は洗たく物の汚れがよく取れるからというところ、いろいろなメーカーがどんどん売り出している。こういう処理施設が完備されても、どんどんメーカーが製造していく。こういうことになった場合には、これは大変な問題になってござるを得ない。こういうものに対しては、極端な例を言うならば、空き缶の問題でもこれは大きな社会問題になりましたけれども、そういうような洗剤につきましても、これは一応全面的に規制というわけじゃないけれども、環境保全の立場から、水質保全の立場から、何らかの形でこれを取り組むべき必要があるのじゃないかと思うんですが、これは通産省としていかがでございますか。

○説明員(山中正美君) お答えいたします。洗剤の問題は私直接の所管じゃございませんけれども、一応知っておるところをお答えいたします。現在、洗剤の中に含まれております燐酸分、いわゆるトリポリ燐酸ソーダでございますけれども、これにつきましては、通産省としましては極力減少の方向に進めておりまして、現在といま、昨年までは大体二〇%近くの燐酸分が含まれておったわけでございますけれども、現在のところ約一二%までに圧縮するように指導しております。今後ますますその圧縮する方向で指導していきたい、こういうふうに考えております。

○田代富士男君 いま建設省関係は除害施設を行政指導していかれる立場にありますけれども、建設省で掌握されていらいしやる範囲内で結構でございますが、除害施設を設置しなくちゃならない工場というのがおおむねどのくらいあるのですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 公共下水道の処理区域内にある事業所のうちで、私どもの調査によれば、設置が必要と考えられる数が一万三千八百カ所でございます。

○田代富士男君 そこで、工場排水の規制につきまして、これはアメリカのロスの例でありますけれども、工場排水規制につきましても、条約でパーミットシステムにしているわけなんです。要するに、工場排水を許可制で受け入れる、そういういたしますと、許可をしなければ排水させない、また許可をした後でも十分に管理してないときには一時停止をする、あるいは許可の取り消しをする、こういうようなシステムがとられているわけなんです。ロサンゼルスにおいて、わが国におきましても、いまいろいろ質疑してまいりましたが、水質保全の観点から規制を強化すべきではないか、このようなパーミットシステムを導入する考えはどうか、大臣いかがでございますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在の下水道法では、先ほど申し上げましたように、悪質排水を出す場合には条例で定めまして、その定めた基準を超える悪質なものには工場側で除害施設を設けて、それをろ過した上でなければ受け入れないということにいたしております。これを厳重に監視するといふことが問題になっております。もし違反があれば下水道への放流を一時停止させるような監督

権も含めまして監督体制は規定としてはそろっているわけでありまして、もちろん事前に許可制のようなことをすればさらに徹底するとも考えられますが、現在のところその除害施設の設置を急ぎつつ、十分な平素からの連絡調整、指導を行いつつ、基本的には下水道法並びにそれに基づく条例の規定によつて事実上許可制に近い運用がなされているわけでございますので、今後ともこの方向を強化してまいらうということであるつもりでございます。

○田代富士男君 この問題につきましては、やはり四十七年度から新たな決意でもって取り組もうとしていらつしやいますから、許可制と同じくらしい規制で臨んでいくということでございますけれども、まだまだそういう点が徹底されてないと思ふんです。この点ひとつ徹底してもらいたい。だから、なかなかそれが徹底されてないといふ一つの面で考えられるのは技術の問題じゃないかと思ふんです。というのは、今後は工場に立ち入つて排水の量質両面にわたりまして検査等も必要になると思ふんですが、そういう下水道行政が要請されると思ふんですが、予算の点についてはいま私補助金の制度等についての質疑をいたしましたけれども、こういう下水道の行政に対して要求されることは高度な技術的な面が要求されるんじゃないかと思ふんですが、その対策はどのようになつていくんでしょうか。

○説明員(久保君) 除害施設に対する下水道の技術の体制ということでございますが、現在除害施設に関する技術は必ずしも十分ではございません。現在建設省の土木研究所に下水道部というのがございますが、下水道部で一部除害施設に関する工場排水の処理に関する研究を実施しておりますが、今後新たにこの法案が通りますと、下水道事業団の中で除害施設に関する技術の開発を実施する予定にいたしております。

○田代富士男君 いまそういうような育成機関を持つていられるとおっしゃいますけれども、この下水道の技術者というのは土木の知識もなくちゃならない、また衛生工学の知識も電気の知識、生物学、そういうすべての面をマスターしてなくてはできない、このように専門家の人から私は聞きまして、終末処理施設の場合は、いまさっきも私が問題を提起しましたように、末端の配管から、それから地域住民との接触の問題からいろいろなそういう面がまつわるわけなんです。恐らくこれをマスターするには、他の事業と違つて一人前になるには十五年ぐらいかかるんじゃないか、このように聞いておるわけなんです。そうしますと、第四次五カ年計画、五十一年度からスタートいたしますけれども、これを遂行する場合には、補助金の問題等はいまお話をしましたけれども、こういう技術的な問題でそれだけ十分確保できるかどうかという心配点があるんで、この点に対してどのように対策されるお考えでしようか。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり、全国的に下水道の技術者は不足しているわけですが、下水道事業センターを設立いたしました以来、センター自身でも技術者の実務を中心とした研修を進めてきております。また、これもまだはかばかしくはいっていませんが、大学教育等で下水技術あるいはそれに類似の専門工学というもの科目をふやしてもらうような動きを見ております。そういうこととで下水道の専門技術者もかなりふえてきておりますが、しかし、今後の下水道の飛躍的な伸びを担うためにはまだまだこれは不足でございます。まあ下水道技術者というのは、そもそもから下水道専門で学修を修め、経験を積んできた者が一番いいわけでございますが、そういう特に専門、下水道そのもので進んできた者ばかりでなくて、あるいは河川工学を学ばれた河川の実務に従事している者とか、あるいは道路技術等におきましても共通の基礎分野があります。そういう基礎知識、基礎経験を保持しておられる方を対象に比較的短期間に実務の研修を加え、さらに実際の業務を指導しながら育成してまいりますと、

まず下水道技術者として最小限必要な下水道に特有な技術も身につけることができるわけでございます。そういうことで、現在下水道技術者の総数は一万四千人ぐらゐ公共団体等にいるわけでございます。これを早急に拡充してまいりたいという方針であります。

○田代富士男君 それからお尋ねしたいんですが、いま一万四千人のそういう人たちを使つてやうていくとおっしゃいますけれども、特に問題は、大きな大都市周辺、人口が密集している東京、大阪だとかこういうところ、産業等が高度に集積している地域におきましては、現在の二次処理でありましたらBOD二〇ppm程度に下げられる程度が精いっぱいじゃないかと思うんですが、いまさき申し上げましたとおり、そこで三次処理、すなわち現在東京、神奈川、京都で実験中でありまして、この三次処理におきましてはBODとSSの低下に対しては効果が上がりますけれども、燃と窒素を除去することについては実験の段階でありまして、これはどうしてものというふうな三次処理に對しては事業計画を具体的に進めていかなくちゃならない。特に閉鎖水域、琵琶湖であるとか霞ヶ浦だとか、これは建設省から、もうこういうことに対しては三次処理を行う必要があるということがあるわけでありまして、第四回五カ年計画の五十一年度からどのように、大臣はいまさき取り組んでいくとおっしゃいましたけれども、取り組んでいくのか、この点につきまして、第三次処理についてはどういうふうな考えでしようか。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のとおり、三次処理には二通りありまして、BOD、浮遊物質等を大幅に削減する方式のものは技術的にも確立されてまいりましたので、後は予算を伸ばし、箇所をつけるということになります。これにつきましては、五十年度に流域下水道だけでございまして二カ所の三次処理施設が予算上つきまして、これは新五カ年計画におきましてさらに拡大したいと思ひます。なお、まだ認められておりません公

共下水道についての三次処理につきましても、ぜひとも必要な箇所が出てまいりますので、次の五カ年計画ではぜひこれを実現したいと思ひます。

次に、特に湖沼、海域、閉鎖性の水域で問題になります。窒素、磷につきましては、御指摘のとおりまだ技術開発の途上でありまして、かなり進んできたとは言ふものの、まだ実用化というところまでいきませんので、さらに実用化のための技術開発を急ぎますとともに、それとにらみ合わせることになると思ひます。それから、窒素、磷の総合したしまして、実現可能な時期が来れば、窒素、磷対策もぜひ下水道事業の中で担当するよう

○田代富士男君 次に、いま私は終末処理場の問題で、第三次処理に對しても力を注いでもらいたいというのを申し上げまして、今度は処理場において出てくる汚泥の問題についてであります。これは大変なことになるんじゃないかと思ひます。それだけ処理場ができることはいけいけれども、汚泥処理が今後大きな問題になってくる。これをいかに片づけるか、二次汚染等によりまして環境が破壊されてくる心配が生じてくるんじゃないかと思ひます。だから、汚泥処理の対策を講じなければ片手落ちになるんじゃないかと思ひます。これはもう環境破壊という立場から、これはどういふふうな処理していくのか、その場限りであつてはならないと思ひます。まあそういう場合に、この処理に對しまして、どういふふうな今回の第四回五カ年計画の中で取り組もうとされるのか、将来の構想もあわせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) おっしゃるとおり、汚泥処理の問題は今後ますます重要になってくると思ひます。特に三次処理が進めば汚泥の量も非常にふえますので、この処理対策いかんということが下水道の非常に大きな柱としての課題になると思ひます。現在は脱水いたしましてから埋立て処分をしているものが大部分でありまして、一

部だけが農業利用とか、さらに一部が海洋投棄というふうなことを行つてきております。まあ埋立て等ができる場合には、そういう従来の方式もなお続けられるんですけども、やはりこれにもおのずから将来を考えれば限度がありますし、なかなか処理の仕方によつて非常に資源の再利用ということも考えられるわけでありまして、そのためには二次公害を発生しないような汚泥の処理技術を開発するということが先決であります。が、そういうことを通じつ、汚泥の資源化、農業などに積極的に利用していくというふうな方向をぜひとも実現したいと、それによつて汚泥処理の厄介な問題を解決すると同時に、むしろこれをプラスに転化するという方策こそぜひとも必要だと考えておられます。現在鋭意検討中でございます。明年度の予算におきましても、特に汚泥処理につきましてもかなりの調査費を取りましたので、こういったものをきつかけに本格的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 いま私は処理場の汚泥の問題を提起をしましたが、処理場がなくして、もう一つ土の問題で厄介な問題があります。これは建設残土の問題です。それは現在地下鉄工事、あるいはビル工事、上下水道工事、ガス工事の現場から排出されます建設残土は、東京、大阪など大都市では莫大な量に上つていまして、これもまた、その量はどのくらいに上つていまして、どういふふうな処理をしようか。

○政府委員(大塩洋一郎君) 東京と大阪について調べましたところ、東京におきましては年間約三千万トン、大阪につきましては年間約千五百万トンの残土、あるいはその他の固形物が排出されている、こういうふうな推計いたしております。

○田代富士男君 いま御説明がありました東京三千万トン、大阪千五百万トン、このような建設残土の処理がされているわけなんです、具体的に東京と大阪においてどのように処理されているのか、御説明を具体的にお願いいたします。

○政府委員(大塩洋一郎君) 具体的には、現在はい使われていないくぼ地等に、この有効利用を図る

ために捨てると、こういった計画と結びつけているのが通例でございます。たとえばごみ処理をいたしましてその被覆土に使う、その上を覆うために使うというふうなやり方をやっているのが通例でございます。東京におきましては、新夢の島あるいは中央防波堤の外側の埋め立て地、あるいは羽田先等が余剰がございますので、そこに捨てるとか、あるいは大阪につきましては、公園の予定地あるいは水路、河川等の、これを探しまして、廃川敷等を利用いたしまして、そこに捨てておる、こういうふうな利用——利用といひますか、その捨て場所を考えておるのが現在の利用の仕方でございます。

○田代富士男君 いま簡単に御説明聞きましたら、局長のお話を聞きますと、スムーズにこれが進んでいるような御答弁でございますが、東京だけでも三千万トン、三千万トンと言へば、どのくらいの量かと言へば、そこにあります霞が関ビル、あれを升にしましたら三十杯分ぐらいの建設残土になるわけなんです。いまおっしゃるとおり、東京においては夢の島や中央防波堤や羽田先、そういうところに埋め立てをやつてんだと、こういうお話であります。金丸国土庁長官がさきの国会の答弁におきまして、東京湾を新たに埋め立てることは行わないと、こういうふうな発言しているわけなんです。じゃあいま東京湾、夢の島や中央防波堤等に埋め立てたと、しかし、そこには埋め立てをいたしませんよと言つていて、また、おっしゃるとおり、空き地に埋め立てたと、これは今後は食糧自給強化の観点から水田の埋め立ては好ましくない、また自治体も都市計画法に基づきまして、線引きの凍結宣言をこれは埼玉県等はやつております。そういう場合に、こういうふうなことが、いま局長の話を聞きますと、何とスムーズにいつているような感覚を受けるわけなんです、これはスムーズにいつてないんじゃないんですか、スムーズにいつてないんですか、端的にいつてどうなんです。スムーズにいつているならスムーズにいつていると、問題点

はないのか、問題点あるのか、端的に。

○政府委員(大塩洋一郎君) いま御指摘になりましたように、最近の事情はきわめて困難な状況に達しているか、決してスムーズにいかないのが現状でございます。

○田代富士男君 スムーズにいかないのが現状である、特に私は大阪の場合は決算委員会での建設残土の問題を取り上げました。その後どのように私が指摘したことが実行されているのか、それを御答弁願います。

○政府委員(大塩洋一郎君) 大阪等におきましては、いろいろ工夫いたしまして、先ほど申しましたように、公園予定地等と言いましたのは、そういう一つの例でございますけれども、大正区あたりにおきまして丘をつくって、そこに捨てて公園にするとか、そういう事業と結びつけて使っているとか、そういう予定地を探して使っているとか、そういう状況が現状でございます。そのほか、東北の臨海地帯あるいは南港の埋め立て等に、公共事業的なものは使えるけれども、必ずしもそれが距離あるいは金額等に関連いたしますのでスムーズにいかないのでございます。これに對しましては、業界等におきましては、大阪等におきましては別途研究機関、グループをつくって研究したりしておりますけれども、まだ結論も出ていない、こういう状況下でございます。

○田代富士男君 局長ね、いまの話は聞きますと、私はますます疑問点を持ちます。私はこの前の決算委員会でも質疑した内容は局長御存じでしょうか。御存じでしょうか。だから研究しているという、そういう段階じゃないでしよう。私が大阪の建設残土の処理の問題について質問したのは、この建設省の外郭団体である近畿建設協会が自分の権限で、OB出身の人で全部固められておられますが、この建設協会発行のチケットがなければ建設残土は河川敷には捨てることができない。それが特定業者には、近畿建設協会がやらずに特定業者に任せて、その特定業者に対しては一立米十円、それ以外の業者に対しては一立

米三百円、こういう料金で多額の五千万円近くの手数料を上げていた。そして捨てている河川敷が、建設残土という規定がありますけれども、そこに産業廃棄物等が捨てられていた、こういうことで建設省として、河川敷においては建設省の責任があります。この問題点を私は指摘いたしました。

だから、その後まだ鋭意研究中であります。これはもう私が指摘しているわけなんです。昨年のことです。これは、これはまだ研究中でありまして、そういうような状態で、いま捨て場所がないからそういうような建設残土を道路に捨てます、道路に捨てた場合でも道交法違反程度で大きな罰則というものはない。そしてこれは産業廃棄物の処理法の対象になってない。こういういろいろな問題点が何ら解決されないままになされて、いま言うように金九国土庁長官は東京湾に埋め立てはできないと言っている。にもかかわらず、こういう建設残土はどんどん出てくる。この処理に對して、大阪においては特定業者、利権にからんで、国有地である河川敷の上に公益法人が利権にからんだというやり方をやったらこれは改めるべきである。それも改まってない。しかし、これは大問題なんです。この点に對してどうなんですか。

○政府委員(大塩洋一郎君) その残土の捨て場所等につきましては、公共事業につきましては、大規模な工事につきましてはその捨て場所の指定を行うとか、それから積算において、捨て場所等を計算いたしまして積算の中に組み込むという方法によつて業者の監督体制を整えているところでございますが、多くは民間工事、特に建築工事等について生じます残土の方が一番大きな問題になっておるわけでございます。これにつきまして、正直に申し上げますと、現在のところ、その捨て場所及び方法等につきましてきわめて多くの問題があり、これは発注者においてしっかりとそれを確保するような方法をとらせるといふことが一番大事なポイントだと思いますけれども、

そういう方法について検討しているということ申し上げた次第でございます。なお、それにつきましては、もっと早急に具体的な方法が確立されることが必要だということで、建設省におきましては調査費を組んでこれを要求しようとしている段階でございます。

○田代富士男君 大臣ですね、もう私の質問の時間が来てしまいましたから長くは質問できませんけれども、この建設残土の問題は大きな問題です。いま処理場の汚泥の問題を言いましたけれども、それよりもこれは現実の問題なんです。そういうわけで、霞が関ビル、三杯分の建設残土をどうするか。いまスムーズにいかないということ、計画局長も申されたのです。これを大臣としてどうするか。そういうような特定業者、利権に結びつくようなそういうやり方をしようということはやめて、あるいは地方自治体にそういうしわ寄せをするをやめて、大臣として、この環境保全という立場から考えて、やはりこれは国の直轄として、たとえば国で土地処理センターと、そういうようなものを設置するなりして、大臣の直轄でそういうものを処理するお考えはないのですか。このまま放置しておくわけには……、スムーズにいかないというところは局長がお認めになった、これを解決していくのが大臣のお立場じゃないかと思ふのです。どうでございます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 大都市における残土処理の問題は、確かにいま局長が話したように決してスムーズにいかない問題です。したがって、私どもはこの問題に最近いろいろな工事設計に当たつても設計の中に残土処理も積算をして、工事によつては残土の捨て場所をしっかりと指定をしまして、それで請負をさすという形でやらなければならぬと思つて十分留意をしておるつもりであります。しかし、全部が全部でなかなかそういうところの問題があるわけでありまして、おっしゃったような方法等も一つの方法であるかと思ふますが、これをあなた任せにして、いわゆる利権の方途にしないといけません

し、地方団体に迷惑をかけてもいけません。だから、それに対する基本的なものを検討して処置しなければいかぬと思ふますから、お説のようなことも含めまして十分ひとつ検討してまいりたいと存じます。

○委員長(小野明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(小野明君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(小野明君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。下水道事業センター法の一部を改正する法律案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野明君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○沢田政治君 私は、ただいま可決されました下水道事業センター法の一部を改正する法律案に對して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の各派共同提案による附帯決議案の提出をいたします。

まず、案文を朗読いたします。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、下水道の整備が、公共用水域の水質保全及び都市環境の整備等のため特に緊急を要することにかんがみ、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、水は有限の資源であることを認識して公共用水域の水質保全と水資源の高度利用を図るため、三次処理水を河川等の公共用水域に還

元し、環境の改善に努めるとともに、処理水を雑用水、工業用水に再利用する等、総合的な水管理システムを確立し、水の循環利用のサイクル化による合理的な水使用の推進を図ること。

二、下水の三次処理及び汚泥処理の高度化等に関する新技術の開発及び実用化を促進するとともに、水質汚濁の進行の著しい人口等の集積した地域及び先行的に水質の保全を図るべき閉鎖水域等については、地域の実情に即応した三次処理を実施すること。

三、立ち遅れの著しい下水道整備を積極的に推進するため、七大都市、一般都市の別なく、補助対象範囲の拡大を図ること及び地方債を拡充することに努め、受益者負担金制度の運用等について検討し、その改善に努めること。

四、終末処理場の建設にあたっては、施設の美観緑化等に配慮するとともに、周辺環境との調和を図るため、緑地、広場等のオープン・スペースを確保し、公園化する等の施策を講ずること。

五、有害物質を含む工場排水の下水道への流入の規制を強化するとともに、水質汚濁の一因となる合成洗剤の中の燐等の低減について指導すること。

六、法案第二十六条第二項中「特別の事情」は、水質環境基準が定められていない場合であって、急速に水質悪化のおそれのあるとき、災害発生のおそれ等、環境保全上特に必要のある場合に限られるものと解し、運用すること。

右決議する。

何とぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。

○委員長(小野明君) ただいま沢田君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野明君) 全会一致と認めます。よって、沢田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、仮谷建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。仮谷建設大臣。

○国務大臣(仮谷忠男君) 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただきました。ただいま全会一致をもって決議されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重して、今後の運用に万全を期して努力する所存であります。

ここに本法案の審議を終るに際しまして、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。

○委員長(小野明君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(小野明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小野明君) 奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上田稔君 それでは、奄美群島の振興開発計画法につきましてもお尋ねをいたしたいと存じます。

奄美大島につきましては、実は大変勉強で申しわけございませんが、私まだ行ったことがないので、この計画につきましても図上でちょっと拝見をさせていただいたのですが、概略をごく簡単に御説明をいただきたいと思うのでございます。事業費であるとか、あるいはどういふような程度にするんだとか、そういうふうなこと

についてお願いをいたしたい。

○政府委員(近藤隆之君) 奄美群島は昭和二十九年本土の施政権のもとに復帰したわけでございますが、それから十年間復興計画をつくりまして復興に当たっていったわけでございます。しかし、十年たちましてもなお本土との格差が非常にあるということ、その後さらに十年間復興計画の時代があったわけでございます。そして昭和三十一年、なお本土との格差は相当あるということ、五カ年間の振興開発計画というところになったわけでございます。したがって、現在の奄美群島振興開発計画と申しますのは昭和四十九年の六月に閣議了解を得たわけでございますが、計画の期間は四十九年から五十三年度までの五カ年計画ということになっております。

そして、計画の目標といたしましては、奄美群島の特性と発展可能性を生かし、環境の保全を図りながら積極的な社会開発と産業振興を進め、本土との諸格差を是正し、明るく住みよい地域社会を実現することになっております。

さらに、基本方向といたしましては、第一に、明るく住みよい地域社会の実現を図ること、交通体系の整備、生活環境の整備、国土の保全、社会福祉の拡充、医療対策の強化、教育・文化の振興等を図りまして、すぐれた自然環境の保全と住民福祉の増進に努めるということになっております。第二に、地域の特性を生かした産業の振興を図ること、地域の特産の自然特性を生かした農林漁業、特産の大島つむぎ、その他地場産業の振興を図り、また適地に必要に応じて新たな産業を誘導し、就業機会の増大と生活の安定を図るということになっております。さらに第三点といたしまして、自然を基調とする海洋性レクリエーション地帯の形成ということ、亜熱帯性、海洋性の美しい自然と特色のある文化を生かし、他産業との調整を図りながら、増大する国民の余暇利用に対応したいということになっております。

奄美群島と本土、さらに群島内の各島相互間の位置関係を考慮しまして、本土と奄美と沖縄間の短絡化を図るために港湾、空港、道路等の基幹交通体系の整備を推進することになっております。なおまた、群島住民がひとしく健康で快適な生活を享受することができるような地域社会を実現するため、医療・福祉の充実、教育・文化の振興等に努め、生活環境の国民的標準を確保するとともに、中核集落の都市整備とあわせて各集落を結ぶ道路網の整備を推進することにより、広域的な生活圏の形成を図ることにしております。以下、各産業ごと、あるいは各島ごとにつきまして五十三年度の目標を定め、この計画に沿って政府関係各省力を合わせて奄美群島の振興開発を図っていくということになっております。

以上、簡単にございますけれども、とりあえず御説明いたします。

○上田稔君 いま、この計画につきましても非常に美辞麗句でお話をいただいたのでございますが、この目的は、奄美の島民の方々の所得が非常に低い、これを何とかして向上をしなければいけない、というのが私はやはり第一の目的ではないかと思うのであります。この奄美のひとり人口がどの程度であつて、そして今後五カ年間、つまり五十三年度の末にはどの程度の人口をお考えになり、そしてまたその所得、現在の所得がどの程度であり、五十三年度の末におきましてはどの程度に考えておるんだというふうなことについて御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(近藤隆之君) 奄美群島の総人口は四十七年度で十五万八千人でございます。復帰当時二十万を数えたわけでございますが、激しい過疎現象がございまして、各瀬市以外はすべて人口減少というふうな状況でございまして、四十七年は十五万八千人でございます。計画終了時の五十三年には、やはり十五万人は割るんではなからうかと想定いたしておりますが、ただ、いままでの激しい人口減少の趨勢というものはこれは影をひそめまして、その減少幅は縮まってくるんじゃないか

るうかと思ひます。

それから生産所得でございますけれども、地域の特性を生かした産業の振興、観光開発等を通じて、四十七年の五百九十六億から一・七倍強の一千四百七十七億程度に達するものと期待しております。

○政府委員(近藤隆之君) 所得を上げていくためには産業の振興を図らなければならないわけですが、まず第一産業では言うまでもなくサトウキビでございます。サトウキビを中心としたもので、肉用牛でございますとか、エラブユリといったような花卉でございますとか、あるいは野菜であるとか、そういったものを組み合わせて島ごとの振興開発計画をつくっておるわけでございます。さらに第二産業といたしましては、いま御指摘ございましたような大島つむぎが中心となっておるわけでございます。最近大島つむぎににつきましてはいろいろな問題がございますけれども、国といたしましては地元にいるてこ入れをいたしまして、この産業の振興を図ってきたいというのが計画の一つの基本になっております。それからなお周りが海に囲まれておりますので、今後の問題といたしましては水産業の振興ということも当然図らなければならぬわけでございますが、御案内のように漁港の整備等が相当おくれれておりまして、現在水産業としては非常にまだ所得は少ないという段階にございまして、この点につきましては、この計画を通じてできる限りその推進を図ってまいりたいと思っております。

○上田稔君 所得がそういうふう非常に低い、その上これは物価がやはり問題ではなからうかと思ふんでありますが、物価の事情はどういうふうな事情でございましょうか。

○政府委員(近藤隆之君) 物価の点につきましては、御案内のように奄美群島は本土から隔絶した離島でございますので、本土の他の離島と同様あるいはそれ以上に物価は高いというふうな状況になっております。実態がどうであるかということにつきましては、現在国の方で調査委託費を出しまして県の方で検討をしておる段階でございますので、それが三月中には出てくるということになっておりますので、それを見て実態をなお検討いたしたいと思っております。

○上田稔君 島民がだんだん減っていくということ、これはやっぱり生活が苦しい、それにはやはりこれをよくするために所得をふやす、それから物価を下げる、この二つだと思ふのでございしますが、所得の向上を図るための対策といひますか、施策といひるか、これをどういうふうにお考えになっているか。まあ奄美では、基本的な産業といひるのは、先ほどお話があった水産がありまし

た。それから大島つむぎがある、それから観光がある、まあそういうふうなことはなからうかと思ふんでありますが、そういうものについてちょっとお話をいたしたい。

○政府委員(近藤隆之君) 所得を上げていくためには産業の振興を図らなければならないわけですが、まず第一産業では言うまでもなくサトウキビでございます。サトウキビを中心としたもので、肉用牛でございますとか、エラブユリといったような花卉でございますとか、あるいは野菜であるとか、そういったものを組み合わせて島ごとの振興開発計画をつくっておるわけでございます。さらに第二産業といたしましては、いま御指摘ございましたような大島つむぎが中心となっておるわけでございます。最近大島つむぎににつきましてはいろいろな問題がございますけれども、国といたしましては地元にいるてこ入れをいたしまして、この産業の振興を図ってきたいというのが計画の一つの基本になっております。それからなお周りが海に囲まれておりますので、今後の問題といたしましては水産業の振興ということも当然図らなければならぬわけでございますが、御案内のように漁港の整備等が相当おくれれておりまして、現在水産業としては非常にまだ所得は少ないという段階にございまして、この点につきましては、この計画を通じてできる限りその推進を図ってまいりたいと思っております。

それから最近特に注目されてまいっておりますのが、いま御指摘ございました観光の問題でございます。ただ、現在まだ島内の道路、港湾等の整備が不十分でございまして、つまり受け入れ体制が十分ではございません。これも計画期間を通じて、そういつたいろいろな基幹施設の整備を図りますとともに、受け入れ体制を十分整備いたしまして観光事業を開発していきたいと、そのように考えております。

○上田稔君 まず、観光、大島つむぎ、サトウキビ、野菜、水産、こういうようなお話がございましたが、外から入ってくる金としまし、すぐに落としていただく現金というものはやっぱり観光が一番早い。しかし、全体から見ると大したことはないんでありますけれども、人口が十五万ですから、十五万八千ということでありまして、この観光にも相当期待をしいんじやないか。その観光地でありますけれども、まあ島がたぐさんある、その中で観光にこれは適するなと思われる島はどういう島か、あるいはどういふところがあるんですか。それから一番大きな人口のある、奄美大島ですか、この奄美大島にも景色のいいところがあるんですか。

○政府委員(近藤隆之君) 私もまだ全部の島は回っておりませんが、まあ大分歩いておるわけでございますが、これ、全島とも非常にいいサンゴ礁等の景色に恵まれておりますし、いろいろな過去からの歴史がございまして、本土とは違つたようないろいろな建物等もございまして、全島すべてが私は観光地としては非常に適するのではなからうかと思っております。それで、この五カ年計画の中でも観光収入というものを非常に重視しております。四十七年度の実績では二十七億円の観光消費額であつたわけでございますけれども、これを五十三年時点では百十四億程度まで伸ばそうというふうな計画を組んでおる次第でございまして。

○上田稔君 観光に力を入れていただくということになると、そうしますといま先ほどお話がございました道路に非常に力を入れていただくか、それかまた来てもらわなくちゃだめですから、飛行場がプロペラ機でブルンブルンといつてたんじやこれはなかなかお客さんは来ない、こういうことにならんじやなからうかと思ふ。それからまた港、船に乗つていただくということになるんじやないかと思ふんですが、その港が、サンゴ礁で取り巻かれておるものでございまして、まだ整備が不十分だといふうに聞いているんでありますけれども、

も、こういうことになると何もかもが皆まだ未整備だ。もう二十年も復帰後たつてゐるのに非常に未整備であるといふことは、一体原因はどこにあるんですか。

○政府委員(近藤隆之君) 復帰時点におきましては、御承知のように非常に荒廃した姿でわが国に復帰してまいつたわけでございます。そこで、復興計画の十一年というものは、まさに戦前昭和九年ないし十一年の奄美群島の水準まで持つていこうというところで、まあ全力を尽くしてやうやく昭和三十三年にその程度まで回復したわけでございます。で、その後御承知のように日本の本土は高度経済成長時代になりましたので、奄美もその後の復興計画の時代におきましては本土を上回る程度の投資というものが毎年毎年行われてきたわけでございますけれども、しかしながら、やはり格差は格差として残つたと、大分その格差は縮まつてきてはおりますけれども、なお残つておる。そのために、昭和四十九年になりまして、なお五カ年復興計画をつくつてその格差を正に努めるといふことになっておるわけでございます。政府といたしましては、今後とも関係各省協力一致いたしましていろいろな施設の整備に進んでまいりたいと考えております。

○上田稔君 沖縄の方は後になって復帰をしたのでありますけれども、まあ非常にこのごろ海洋博等によつて公共投資がされておる。奄美もこれは何か博覧会でも考えないと回復できないということではこれは困るんでございまして、せつかくこの特別の法律をつくつておやりをいたしたい。おるわけでございますから、ひとつ大いに予算をふやしていただいて、いい計画を立てて、それに基づいておやりをいただきたいと思ふのであります。まず、この法律におきましては道路が問題になつておりますが、道路整備についてちよつとお伺いをいたしたいと思ふのであります。まあ国道でございますが、行ったことないんでちよつとわかりませんが、地図で見ますと、えらいぐにやぐ

にやっとなつておりますが、これはもうハブのかっこうがこういふかっこうかどうか知りませんが、まあ道路までハブみたいになつたんじゃないけれども、これは非常に整備の進捗が遅いんじゃないかと思ふんですが、いかがでございますか。

○政府委員(井上孝君) 御指摘の今回国道に昇格いたしました路線は、かつての主要地方道瀬戸内―赤木名線と称するものでございます。実は整備率で申しますと、改良がすでに九五％ばかり進んでおるうちに統計では出ております。しかしながら、この改良率と言いますのは古い道路構造令に合致した一車線、交通量の少ないところで一車線あれば改良済みといつておつた従来の統計上のものでございまして、国道にもなりましたので、新しい構造令規格で二車線を改良済みというふうな新しい見方をいたしますと、九五％という改良率はたちまち四一％というふうに落ちる道路でございました。いま先生御指摘のように改良も舗装もまだ十分ではございません。新しい構造令に合致しない区間は、一応統計上は改良済みでありまして、未改良といまして、これから、国道にもなりましたので、新しい年度から新しい規格で計画を立てて整備を進めたいというふうに考えております。

○上田稔君 そうしますと、いまの一車線と言ふんですから三メートルから三メートル五十で、さういふようなままで完成しておるところがあるということで、これを今度は国道の規格でやつていただけると、こういうことになる。さういふふうになりますと、いまの国道の区間とか、あるいは一番中心地が名瀬でございまして、その名瀬から一番離れたところまで行く時間がどの程度に短縮できるということになるんですか。

○政府委員(井上孝君) 時間まで実は調べてまいりませんので直接お答えできませんが、この国道は全延長で約九十キロございます。現在五メートル五十以上、すなわち二車線以上に改良さ

れておりますのが、先ほど申しましたように四〇％ばかりでございます。これを全線改良いたしますと、普通の設計スピードであります五、六十キロで走れることになりまして、恐らく全線整備が済みました時には、九十キロでありますから、一時間半ないし二時間で往復することになるのではなからうかというふうに考えております。

○上田稔君 そうしますと、名瀬の位置がこう図上から見て三分の一ぐらゐ北の方ですか、何かそのぐらゐにあるんじゃないかと思ふんですが、そうすると一番遠いところでも六十キロぐらゐになつてしまふ。さうすると、六十キロのスピードで一時間、こういうことになるんじゃないか。さうしますと、これによって奄美大島に住んでおられる方はいろんな物資が早く安全に出せるということになるんじゃないかと思ふんですが、さういふ国道をおつくりになつて、さうするとその港が、名瀬の港、これを利用されるのかどうかかわかりませんが、そこへさつと持つていけるようになると思ふんですが、港の方の計画はどういうふうになつておられますか。これは運輸省。

○説明員(大塚友則君) 御承知のように、現在の名瀬の港の現況でございますが、まず奄美本島につきましては名瀬港というのがございます。これは一万トン岸壁が現在できております。それから徳之島でございまして、名瀬港がございまして、これは五千トンクラスの船が着けることになつております。なお沖永良部島、こもやばり五千トンクラスの船が着けることになつております。それから一番南の与論島でございまして、与論という港がございまして、これは二千トンクラスの船が着けるのが限界でございます。これが現状でございますが、大変残念ながら季節的には気象の関係上接岸が直接できないで、はしけ荷役を行うような場面もあるように聞いております。

そこで、私どもといたしましては、実は四十九年度から運輸省所管になつたわけでございまして、昨年策定されました振興開発計画に基づきまして、いま申し上げたような主要な島にはおむ

ね一万トンクラスの船が着船できるようにわれわれは努力していきたいというふうに考えております。特に、所管いたしましたから二年目の五十年の予算案におきましては、港湾全体の予算が昨年より、四十九年度に比べてやや下がつたんでございまして、五十年年度におきましては奄美大島につきましても予算案につきましては約四五％程度の伸びに考えておまして、今後とも先ほど申し上げました振興計画の遂行に力をつけて大いに努力してまいりたいというのがわれわれの考え方でございます。

○上田稔君 いま国道の話をしておつたんですが、国道の方のいま六十キロぐらゐの間、つまり一時間で行けるようにしていただけたらという、五十三年度までにできるわけでございますか。

○政府委員(井上孝君) 先ほど申しましたように、この四月から国道になりまして、新しい整備計画のもとでできるだけ促進を図るつもりでございますが、まだ具体的なさういふ目標はこれから策定する段階でございます。

○上田稔君 国道の方も最近になつたのでこれから計画をするというお話、それから港の方は最近運輸省所管になつたんだということでございまして、これも最近になつたということと計画が立っていない。これは両方私は計画は合わしていただく、さうして名瀬の物資が、あるいは観光に行く人が行きやすいように、物資が早く安全に出るよう、さういふことを考えてひとつ御計画をいただきたいと思ふのでございまして、港は港でやりやすいところはやるんだと言つて与論島をおやりになつておると、道路の方はやらないといけないということと、道路の方はやらないといけない、さうすると、国道は走れるようになったけれども、名瀬へ行つてみては何にもなせられないというふうになつてしまつたんじゃないか、これはもう本当に国費がむだに使われるというふうになりますので、さういふような点をひとつ十分に合せていただいていただきますように、これは国土庁にお願いをしなければいけない

と思ひますが、やはりしやすいところ、しやすいところというところではないんじゃないか。特にさういふ島のところではよく御説得をいただきたい、さうして所得がふえるようにしたい、さういふことが重要な点だということに十分に御説得をいただきたいと思ふのでございまして、いかがでございますか。

○政府委員(近藤隆之君) ただいまの先生の御指摘は、この振興開発計画と各省の公共事業五十年計画との関連の問題かと思ひます。先ほど各省からの御説明ございましたように、昭和四十八年までの復興計画及び振興計画の時代は、公共事業関係も自治省に一括計上いたしまして一括施行するというような形であつたわけでございまして、それが四十九年以降は自治省、その後の国土庁が一括計上いたしますけれども、各省に移しかえて仕事をやつていただくという関係になりますので、従来は各省の公共投資の五十年計画とは一応別に復興計画及び振興計画及び振興計画が進んでおつたわけでございまして、四十九年以降は一体のものとして振興するという形になるわけでござい

ます。ただ、この奄美の計画が四十九年から五十三年までの五十年間ということで、各省の公共事業の五十年計画と必ずしも年限が一致していません。しかも各省は現段階におきましては五十年計画の総点検の時期でございまして、それぞれ五十年計画をおつくりいたしまして港灣計画なり道路計画なりをそれぞれ、国土庁といたしましては、各省がこれからおつくりいただくさういふ五十年計画と、この奄美の振興開発計画との整合性につきましては、これから十分注意して各省とお話し合いを進めていきたいと思つております。

○上田稔君 運輸省の航空局の方にお聞きをいたしたいんですが、奄美大島には空港はございますか。

○説明員(梶原清君) お答えをいたします。現在、奄美には奄美、沖永良部、喜界、徳之島

もって奄美につきましては公共事業を計上することができたというような形になっておるわけでございます。

○上田稔君 せっかく計画があったと、その計画があだになって予算がつかなかった、これは非常に残念であります。これはそういうことのないように国土庁はひとつお願いをしたいと思ひますが、この奄美は非常に水産物の宝庫だと私は聞いておるんですけれども、カツオだとかサワラだとかアジだとかサバ、こういうようなものがたくさんとれるんだと聞いておるんですけれども、そういうものが内地の方へ余り来ないと思うんですが、どういふものが内地の方へ余り来ないと思うんですが、その辺はどうでございますか。

○説明員(矢野照重君) 奄美近海は確かに鰺類の生息にも適しております好漁場でございます。

また未利用資源にも恵まれている。あるいは冬季でも比較的水温が高く魚類の養殖に適しているというところで、そういう面では非常にいい条件に恵まれているところでございますが、残念ながらいままでは漁港整備のおくれ、あるいは流通機構のおくれという問題がございまして、いま先生おっしゃいましたように、残念ながらそれを有効に利用できるといふような状態ではなかったということでございます。

○上田稔君 非常にそういう宝庫があつて、それがとれて、それが本土に売れるということになると、私は所得が相当ふえると思うんですが、これは非常に残念だと思います。で、漁民の指導の方も当然のことながら、やはり本土へ持っていくためには冷蔵庫の設備とか、あるいはそういういろいろなものが必要なんじゃないかと思うんですが、そういうことを十分にひとつ御指導をいただいて、そうしてこれをまあ農業の方が余り芳しくないなら水産関係、周りに魚がよく泳いでいるのによつたらぬというように、まあこれは情けないことでございますが、まあこの間ソ連の船が日本の近海に来てどつとどつとくみくみに、本土の漁船が行つてごそつとごそつと奄美の人の収入にはならないというように

では、これは申しわけないんじゃないかと思ひますから、こういうような点もひとつお考えをいただいて、これは国土庁は大いにふんどしを締めおやりをいただきたいと存じます。

最後に、ごみ処理、屎尿処理、下水道事業、こういうものもまだ十分でないと思ひますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(近藤隆之君) ごみ、屎尿、下水道といったような生活関連施設につきましては、御承知のようにほかのものもまだ道路、港湾、漁港といった基幹施設も不十分な状況でございます。すので、当然こういう都市的施設と申しますか、都市的な生活関連施設の水準は非常に低うございます。これから整備していくという段階でございます。

○上田稔君 で、お話を聞くところによりますと、こういう施設に対する国の補助という、補助率といふことが、非常に低いというふうな聞いておるのでございます。そうしますと、これは収入は低いわ、税金はしたがって出ないわ、町村は貧乏だといふことになりまして、こういうものをするときには非常に困るのではなからうかと思うのでございます。したがって、こういうものに対しては市町村の財政が十分に間に合つて、そうしてこういう施設ができて、そして近代的生活を島民の方々がやっていくるようになつて、また観光に行つた者も気持ちよく観光を味わつていただくというふうなことができるようにひとつお願いをしたいと思ひますが、これはなかなか事務当局だけの、一生懸命やつていただいてもなかなかできないのじゃないか。やはり国土庁長官のような大物の大臣さんがおいでになつて、そうして各省にらみをきかして、これを島民のためにぜひともやつてもらわなきゃだめだといふことをやっていたらいいのでございまして、長官のひつと御意見を聞かせていただきます。

○国務大臣(金丸信君) 奄美大島の道路の問題につきましてはいろいろ御配慮いただいておりますわけでございますが、私が建設大臣当時、奄美大島を一周をいたしましたわけでございますが、沖縄と奄美大島、返還された地域であるにもかかわらず、その格差といふものはまことになほだしい状況をこの目で見えてきたわけでございますが、そういうような関係の中で、国道も必要だ、また道路にしても、まだ舗装されておらない道路もたくさんあるというふうな中を見まして、同じ日本の国民である以上、平等な恩恵は受けてしかるべきじゃないかというふうなことで、それ以来国道を推進してまいつてきておるわけでございますが、ようやく法案を上程して皆さんに御心配いただくようなことになつたわけでございますが、ただ、ごみ処理施設の問題につきましては、一般法では四分の一ですが、奄美大島においては三分の一、屎尿処理の問題については、一般法では三分の一、奄美大島においては二分の一、こういうような補助率を上げておるわけでございますが、また所得の少ないところでございますから、地方債等をもつてこれに負担を軽減するだけ軽減するために処理してまいりたいといふことで対処いたしておるということでございます。

○上田稔君 先ほどのお話のとおり、所得は本土の半分あるはそれ以下であるといふこととございまして、補助率もまあ四分の一が三分の一と、こういうふうな皆上げてはいただいておりますけれども、まだそれでは私は非常に苦しいんじゃないかと思うのでございます。どうか大臣におきましてはこういう点を御考慮をいただいて、奄美の発展をひとつお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(小野明君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、建築物防災対策の強化に関する請願(第一九七五号)

第一九七五号 昭和五十年三月十三日受理

建築物防災対策の強化に関する請願

請願者 東京都中央区銀座三ノ二一九建築業会館内社団法人日本建築士会連合会会長 堀井啓治外一名

紹介議員 二宮 文造君
建築基準法の一部を改正する法律案の審議促進を図ると共に、対象となる業種の実情も十分勘案し、開発銀行をはじめとする政府金融機関による十分な金融措置を講ぜられたい。

理由
本法案は、既存の建物に対する防火避難施設の設置の義務付け、増築工事中の使用制限等を新たに規定しており、建築物防災上面期的な措置であるが、改正により防火避難施設の改築を義務付けられている商業サービス業、不動産業等は中小企業物が大部分を占め、現下の不況対策に懸命で、建築物の改築にまで手がまわらない実情であるので、改正法の施行に伴つて必要となる建築物の改築に対する周到な財政金融上の援助措置が講ぜられなければ、その効果をあげることは困難である。